

豊橋市受援計画

令和 7 年 3 月改訂
豊 橋 市

はじめに

地震などの大規模災害発生時には、職員自身も被災するおそれがあり、著しく行政機能の低下が懸念される。その一方で、膨大な災害対策応急業務が発生し、庁舎の被災、ライフライン機能の停止、情報の錯綜といった過酷な状況下において業務の実施にあたらなければならない。

絶対的に足りないことが予想される人員や資材を補う手段として、他機関からの応援は非常に有効である。しかし、過去の災害から見ても行政機能の低下により応援の受け入れにまで手が回らず、応援職員に対して明確な指示や調整が出来なかったことは、受援体制の整備の課題として国が提唱し続けている。

本市では「豊橋市南海トラフ地震被害予測調査」（平成 26 年 8 月公表）により市域における被害様相が具体化されたことを受け、消防・警察・自衛隊などの救援部隊の適正配置や、避難者への物資配布を行う上で、それらの受入手順を示した受援計画の策定が必要と考えるに至った。広域に渡る被害が予想される南海トラフ地震では、応援の供給量が分散されるため、限られた資源をいかに効率的に受け入れるかが市民の生命を守ることや市職員の負担軽減につながる。

また、大規模災害により他自治体が被災した場合には本市が支援側となる。その際には被災自治体のニーズに応じた適切な応援を迅速に実施することが求められるため、事前に支援の手順等を決めておく必要がある。

これらの背景を踏まえ、混乱や無駄を生ずることなく支援を受け入れること、また、支援を実施することを目的に豊橋市受援計画を策定する。

目 次

第1章 総則

1	計画策定の目的	1
2	受援とは	1
3	対象とする支援の範囲	2
4	適用要件と期間	2
5	災害の局面	3
6	計画の位置付け	3
7	費用負担	4

第2章 受援対象業務

1	受援対象業務の選定	5
2	受援対象業務	5
3	応援要請先団体	7
4	応援要請の根拠	10
5	受援対象業務シートの作成	11
6	応援業務マニュアルの作成・見直し	11

第3章 受援体制

1	受援調整班/受援担当の設置	12
2	受援調整班の役割と体制	13
3	受援担当の役割と体制	13

第4章 受援の流れ

1	人的支援の受け入れ（発災～72時間程度）	
○	広域応援部隊（自衛隊・消防・警察等）からの受援	14
（1）	自衛隊の派遣要請	16
（2）	緊急消防援助隊の派遣要請	18
（3）	警察災害派遣隊の派遣要請	19
（4）	海上保安庁の派遣要請	20
（5）	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請	20
2	人的支援の受け入れ（72時間程度～1か月程度）	
（1）	様々な枠組みによる受援	22
（2）	各受援担当が応援要請をしていく場合	28

(3) 応援者受け入れ時の基本的な1日の流れ	31
3 人的支援の受け入れ(その他)	
(1) 民間事業者等協定締結機関からの受援	32
(2) ボランティアとの連携	33
(3) ライフライン復旧における受援	35
(4) 災害時の医療体制と受援	37
4 物的支援の受け入れ	
(1) 物的支援の全体像	38
(2) 物資調達のための活動	39

第5章 輸送ルートの確保

1 道路啓開の指定区分	45
2 道路啓開の措置	45
3 空路・海路の活用	47

第6章 燃料供給の確保

1 災害時における燃料供給	49
2 災害応急対策に従事する車両	49
3 優先供給施設	50
4 燃料の調達	50
5 災害応急対策に従事する車両への燃料供給	52
6 優先供給施設への燃料供給	54
7 愛知県への優先供給要請	54

第7章 支援に係る計画

1 被災市町村への支援	55
2 費用負担	55

第8章 受援力強化に向けた取り組み

1 組織への定着	57
2 計画の継続的更新	57

・用語説明

・様式集

第 1 章 総則

1 計画策定の目的

大規模災害が発生した場合において、外部機関への迅速な応援要請と円滑な調整や応援の受け入れを行い、効果的に災害業務を遂行するため「豊橋市受援計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。

2 受援とは

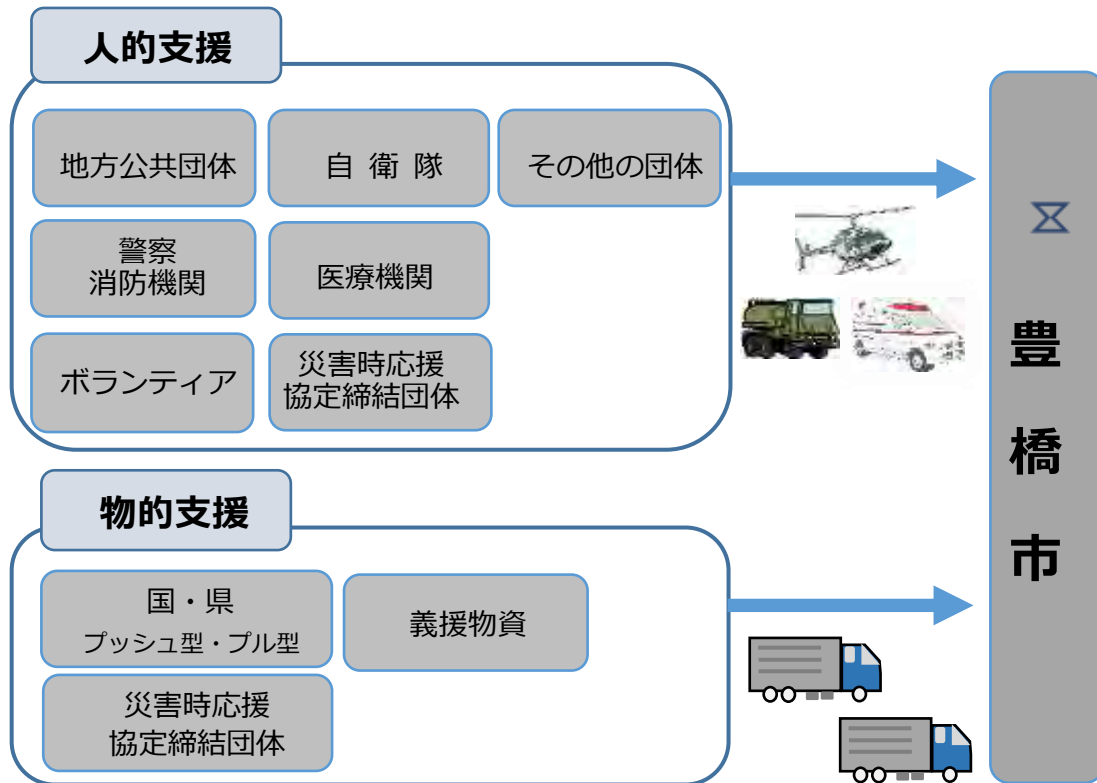
「受援」とは、「人的・物的資源などの支援・提供を受け、活用する」ことである。受援計画を策定することで、受援の体制、役割を明確にし、本市において民間事業者とのものを含め多く存在する災害時応援協定についても運用方法を具体化することで災害対応力を強化する。

また、被災地に赴いて活動をしようとする支援者にとっては、被災地が今求めていること、あるいは現地の様子や被災地に入るための交通機関の状況など活動に有益な最新の情報を必要としている。このため、市が把握している被災の状況やハザード情報を提供するとともに、日頃から地域に密着した活動を行っている消防団、女性防火クラブ、自主防災組織から市域の情報を収集し、それらを支援者に提供する。

さらに、普段以上に積極的な情報発信を行うことで、必要な場所に必要な支援が効率的・効果的に行われるよう努めるものとする。

3 対象とする支援の範囲

本計画では、災害発生時に行われる外部からの人的及び物的支援を対象とする。



4 適用要件と期間

災害発生時に人的または物的資源が不足する場合、本計画に基づき応援要請を行うなど受援を開始する。

(1) 適用要件

- 市域において**震度6弱以上**の地震を観測したとき
- 市域に**大津波警報**が発表されたとき
- 風水害による被害**が発生し、本部長（市長）が応援要請の必要性を認めたとき
- その他、本部長（市長）が応援要請の必要性を認めたとき

(2) 受援の期間

本計画における受援の期間としては、外部からの支援が種類・量ともに多くなる**1か月程度**までを対象とするが、必要に応じて、それ以降の業務についても支援の受け入れを想定するものとする。

5 災害の局面

本計画は、各局面の時期及び優先課題について下表を参考とし、局面ごとに将来的にはどのようなことが優先課題になるのかを踏まえ受援を考える。

区分	時期	優先課題
初動期	災害発生～72時間程度	いのちを守る（救助・救命）
応急期	3日間～1週間程度	被害の拡大を防止（避難生活の本格化）
復旧期	1週間～1か月程度	財産と環境の保全
復興期	1か月以降（数か月・数年）	（避難生活から仮住まいへの移行期）

6 計画の位置付け

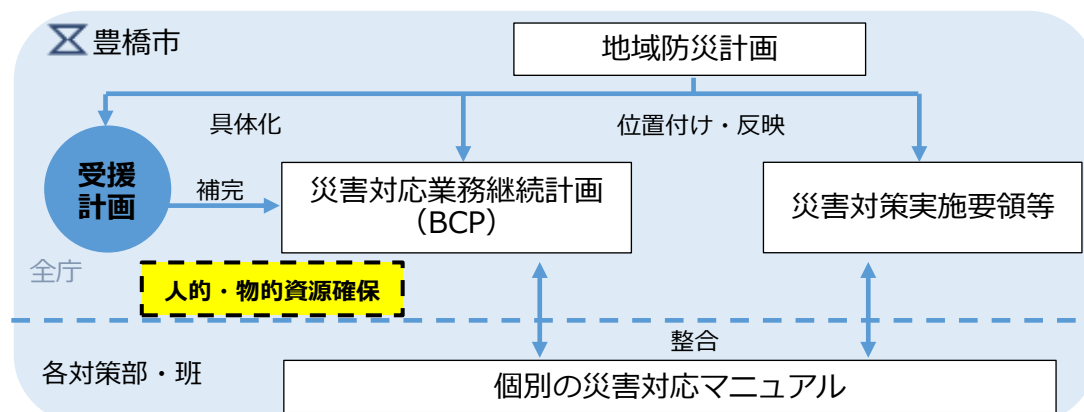
（１）国、県の計画との関係

本計画は、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（以下、「具体計画」という。）及び愛知県の「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」（以下、「県受援計画」という。）に沿った計画内容とする。

また、策定にあたっては、国の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を参考としている。

（２）本市における位置付け

本計画は、豊橋市地域防災計画の下位計画として広域連携・応援体制を具体化した計画であり、「豊橋市役所災害対応業務継続計画」（以下、「BCP」という。）に必要な人的・物的資源の不足について、外部から応援を受け入れる事項を補完するための計画である。また、個別の災害対応マニュアルについても本計画に係る部分を記載し、組織への定着を図る。



7 費用負担

(1) 受援に係る費用負担の考え方

- 協定に基づく応援の場合 ⇒ 協定による（概ね受援側が負担）
- 協定に基づかない応援の場合 ⇒ 応援者が負担
- （例：東日本大震災等で本市が支援を行った自治体からの支援 等）

協定等に基づく応援における、旅費、物資の購入費、車両等の燃料費、機械器具等の輸送費の応援に要した経費については、原則として受援側である本市が負担することとなっている。

(2) 災害救助法の適用

被害状況により災害救助法が適用された場合、同法の適用対象となる経費は、愛知県が負担する。

○災害救助法に基づく求償に関する業務

- ・ 応援を受ける部・班

平 時	：災害救助法の対象となる経費について把握
災害時	：費用請求に必要となる書類の整理、保管
- ・ 受援調整班
【3章を参照】

平 時	：災害救助法の適用を周知
災害時	：費用請求について書類の取りまとめ、請求

○災害救助法の対象となる主な受援業務

応援業務	要員	救助法対象業務
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法の救助物資外（化粧品等）の仕分け等の業務は対象外
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代・高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害認定、 罹災証明書交付 業務要員	※対象外
災害廃棄物処理	ごみ収集車の 派遣	※対象外

【出典】地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府）

第2章 受援対象業務

1 受援対象業務の選定

○受援対象業務選定の考え方

災害対策本部としての機構における各対策部・班は、大規模な災害発災時にあっても優先して実施すべき業務として BCP に規定された非常時優先業務と連動させ、発災時に迅速かつ円滑に応援を受け入れるため、下記条件に基づき応援が必要になると予想される業務を事前に抽出する。

【受援対象業務の選定条件】

- ・過去の大規模災害（阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、能登半島地震等）の経験から受援が必要と想定される業務
- ・外部からの応援の受け入れが可能な業務
- ・地震 BCP において各業務の実施に必要とされる人的資源等を考慮し、必要人員数を算出した結果、人員が不足すると判断された業務等

2 受援対象業務

大規模災害発災後、どのような被害状況でも応援が必要と考えられる主な業務を以下に示す。

主な活動内容	応援者	期間					
		0h	24h	72h	1w	2w	1ヵ月
被害状況の把握 捜索救助活動	自衛隊 警察災害派遣隊 緊急消防援助隊 海上保安庁	○	→	→	→	→	→
医療救護活動	DMAT、DPAT JMAT、DHEAT 等	○	→	→	→	→	→
応急復旧の技術的支援	TEC-FORCE	○	→	→	→	→	→
道路・水路啓開	自衛隊 協定事業者 等	○	→	→	→	→	→
応急給水活動	自衛隊 水道事業者	○	→	→	→	→	→
避難所運営	自治体 ボランティア		○	→	→	→	→

主な活動内容	応援者	期間						
		0h	24h	72h	1w	2w	1 カ月	
避難者への健康支援および避難所の環境整備	自治体 DCAT 等	○						
物資供給拠点の運営	自治体 協定締結事業者	○						
水道施設被害状況調査、応急復旧	水道事業者 協定締結事業者		○					
応急危険度判定	自治体		○					
災害廃棄物（ごみ）処理関連業務	自治体 協定事業者 ボランティア		○					
災害廃棄物（し尿）処理関連業務	自治体 協定事業者		○					
住家の被害認定調査	自治体			○				
罹災証明発行	自治体			○				
下水道被害状況調査、応急復旧	下水道事業者 協定締結事業者	○						
仮設住宅に関する業務	自治体	○						
生活再建支援	自治体			○				
動物園への支援	日本動物園水族館協会 （ J A Z A ）	○						
その他	その他	○						

※必要が無くなった時点で終了

※必要が無くなった時点で終了

○ 派遣要請時期

➡ 受援期間の目安

3 応援要請先団体

受援対象業務とは、人的支援が必要となる業務のことを示しており、災害時における人的支援については、国、地方公共団体、民間企業、ボランティアなど各種団体等から、様々な制度・枠組みに基づいて行われることが想定される。これらの人的支援のうち基本的な枠組みについて記載する。

(1) 国、地方公共団体、その他団体等による支援

カテゴリー	支援チーム等
国	【自衛隊】災害派遣部隊 【消防庁】緊急消防援助隊 【警察庁】警察災害派遣隊 【国土交通省】海上保安庁 【内閣府】災害時情報集約支援チーム（ISUT） 【国土交通省】緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） 【厚生労働省】救護班・災害派遣医療チーム（DMAT） 【厚生労働省】災害派遣精神医療チーム（DPAT） 【環境省】災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）等の活動
三遠南信	三遠南信災害時相互応援協定に基づく応援
愛知県	都道府県間相互の応援協定に基づく応援
その他都道府県	災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT） 災害派遣福祉チーム（DCAT）
市町村	本市と応援協定を締結している横須賀市、尼崎市、菊川市からの応援や中核市災害相互応援協定（中部ブロック・第3応援チーム）による応援
民間事業者	本市と応援協定を締結している民間企業等からの応援
公益社団法人	日本動物園水族館協会（JAZA）
その他	事前に協定を結んでいない自主的な応援（専門ボランティア・一般ボランティア 等）

(2) 応急対策職員派遣制度による支援

地方公共団体間の人的支援については、総務省、地方三団体、指定都市市長会により構築された「応急対策職員派遣制度」による支援の仕組みがある。具体的には、災害マネジメント総括支援員、災害マネジメント支援員等で構成される「総括支援チーム」による被災市区町村の長への助言、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握などを行う災害マネジメント支援や被災都道府県及び管内の市区町村からの応援職員だけでは対応が困難な場合において、被災市区町村ごとに都道府県または指定都市を原則として1対1で割り当て、避難所運営、罹災証明書交付等の災害対応業務を対象とした「対口支援方式」による応援職員の派遣を行うものである。

<応急対策職員派遣制度について>

【応急対策職員派遣制度の概要】

ここでは、応急対策職員派遣制度の詳細について記載する。

① 「総括支援チーム」の派遣

この制度に基づいて派遣される「総括支援チーム」は、被災市区町村の長の指揮の下で、被災市区町村が行う災害マネジメントについて総括的に支援することを目的としており、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、これを行うこととしている。また、「災害マネジメント」の対象業務は多岐にわたるため、総括支援チームの派遣にあたっては、災害マネジメント総括支援員をサポートできるチーム編成とし、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員など災害対応業務に知見のある者等（以下の3～5名）で構成することを基本としている。

【総括支援チームの構成イメージ】

- ・「災害マネジメント総括支援員」として登録された者 1名
- ・「災害マネジメント支援員」として登録された者など、避難所運営業務や罹災証明書の交付業務等に関する知見を有する者 1～2名
- ・連絡調整要員 1～2名

② 「対口支援方式」による応援職員の派遣

「対口支援方式」とは、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市（以下「対口支援団体」という。）を決定し、対口支援団体が基本的に自ら完結して応援職員を派遣することをいう。なお、都道府県が対口支援団体である場合は、都道府県及び区域内の市区町村（原則として指定都市を除く。）が一体的に応援職員を派遣することとしている。

本制度における対口支援方式による応援職員の派遣は、災害時、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応困難な場合には、被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第 1 段階支援）が行われ、それによってもなお対応が困難な場合、全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第 2 段階支援）が行われる。

なお、対口支援団体が支援する業務は、災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び罹災証明書の交付に関するものを主な対象としており、その他については、本制度以外の仕組み等において対象としていない業務を支援することとしている

【災害時の運用】

この制度は、大規模災害時に、次のように活用されることを想定している。

① 先遣隊として総括支援チームを派遣し、応援職員のニーズを確認

総括支援チームが先遣隊として被災市区町村に入り、被災都道府県と連携して被害状況や応援職員のニーズ等（業務内容、人数等）を確認し、対口支援による応援職員の派遣へと繋げることができる。

② 「対口支援」により迅速かつ継続的に必要な応援職員を派遣

避難所の運営支援、罹災証明書の交付業務に係る支援、災害対策本部運営支援などについて、被災市区町村は迅速に、大量の応援職員の派遣を受けることが可能となる。

③ 災害対応についてのアドバイスを受けることも可能

災害マネジメント総括支援員等で構成される総括支援チームから、災害対策本部運営をはじめとする災害対応についての様々なアドバイスを受けることも可能である。

※この制度の詳細については、総務省 HP にある要綱、マニュアル等を参照

- ・ 応急対策職員派遣制度に関する要綱
- ・ 応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル

4 応援要請の根拠

これらの応援要請の根拠は、災害対策基本法と相互応援協定に基づくものに分けられる。

根拠	概要								
災害対策基本法	・ 災害対策を実施するために必要な業務を実施 ・ 応援期間は短期間 ・ 身分の異動なし ・ 応援を求められた場合、正当な理由がない限り拒めない								
	<table><tr><th>要請先</th><th>根拠</th></tr><tr><td>指定地方行政機関の長</td><td>29 条第 2 項</td></tr><tr><td>県知事</td><td>30 条第 1 項、第 2 項、68 条</td></tr><tr><td>市町村長</td><td>67 条</td></tr></table>	要請先	根拠	指定地方行政機関の長	29 条第 2 項	県知事	30 条第 1 項、第 2 項、68 条	市町村長	67 条
	要請先	根拠							
	指定地方行政機関の長	29 条第 2 項							
	県知事	30 条第 1 項、第 2 項、68 条							
市町村長	67 条								
相互応援協定	・ 地方公共団体間 ・ 災害時相互応援協定等に基づく派遣 ・ 応援期間は短期間 ・ 身分の異動なし								
	<table><tr><th>要請先</th><th>根拠</th></tr><tr><td colspan="2">各災害時応援協定による</td></tr></table>	要請先	根拠	各災害時応援協定による					
	要請先	根拠							
各災害時応援協定による									

被害規模が大きく対応が長期化するものは、地方自治法に基づく派遣となり、本計画の対象外となる。

根拠	概要
地方自治法	・ 他の普通地方公共団体の長に職員の派遣を求める ・ 事務の処理のため特別の必要があると認めるとき実施 ・ 身分の異動を伴う（派遣先の身分と兼任） ・ 原則、派遣期間は長期 ・ 東日本大震災、熊本地震、能登半島地震においても実施
	根拠
	地方自治法 252 条の 17 第 1 項

5 受援対象業務シートの作成

○各対策部・班

- ・抽出した業務ごとに受援対象業務シートを作成

- ※各部・班全体にわたる業務については、代表課が作成する。

※別途計画やマニュアルがある場合はこの限りではない。

○防災危機管理課

・写しを保管（紙・電子媒体）

- 《整理項目》

・ 業務名称・応援が必要な期間

- 業務担当者・応援が必要な期間

 - ・ 応援要請する業務内容
 - ・ 応援者に求める条件
 - ・ 受援担当者（指揮命令者・実務担当者）
 - ・ 市が準備する資機材、応援者に要請する資機材
 - ・ 執務スペース・業務マニュアルの有無
 - ・ 応援要請先団体・連絡先

	地方公共団体 (道府県庁や市役所、町役所、 作業所等)		
	固定継続機関・企業		
	ボランティア		
	その他団体等		

必要とする機材	応援要請	
	要請市街	

② 受援体制に関する情報

ⅰ 指揮命令体制

指揮命令者	氏名	職
受援担当者	氏名	職

ⅱ 受援業務従事体制

業務マニュアル有無	業務マニュアル名

活動拠点（執務室、作業スペース）	

活動範囲・活動体制	その他（業務で取り入れた種類の災害体制）
会議・ミーティング	
朝礼・朝礼	
電子・紙記録	

受援対象業種・サービス		支援業種・サービス	
部	新	部	
応急対策業務	業務名		
適応業務			
企業間連携科目	専攻科目		
ピーアール	☐ 初級編 (単位＝10時間) ☐ 応急編 (3ヶ月/1日課) ☐ 復旧編 (1週間～10日) ☐ 復興編 (1か月以降)		
1. 応援理由に關する情報			
実施する業務内容 (応援者の行う業務の要約)			
応援開始先	求める能力・資格・条件等	支援先名称	連絡先
地方公共団体 (国や市町村、自治体 など)			
職業訓練機関・企業			
ボランティア			
その他団体等			
必要費用負担	応援費 交通費		
2. 支援理由に關する情報			
1. 組織命令体制			
指揮命令者	正	副	
支援担当者	正	副	
2. 支援業務受任体制			
業務マニュアル有無	業務マニュアル名		
活動拠点(仮設定、作業スペース)			
協働・連携・互恵体制		その他(業務で取り入れた体制の共有体制)	
共通・ミーティング			
朝礼・朝礼			
安全・救急体制			

6 応援業務マニュアルの作成・見直し

※応援業務マニュアルとは、各部・班行動マニュアルや通常の業務で使用するマニ

《整理項目》

- ・ 受援対象業務シートに記載した応援要請する業務内容を具体化する

- ・ 応援業務の必要な期間
- ・ 執務スペース
- ・ 応援者への日報作成
- ・ 業務分担の変更、応援者の増員（減員）の検討
- ・ 年度ごと内容の見直しを検討

第3章 受援体制

1 受援調整班/受援担当の設置

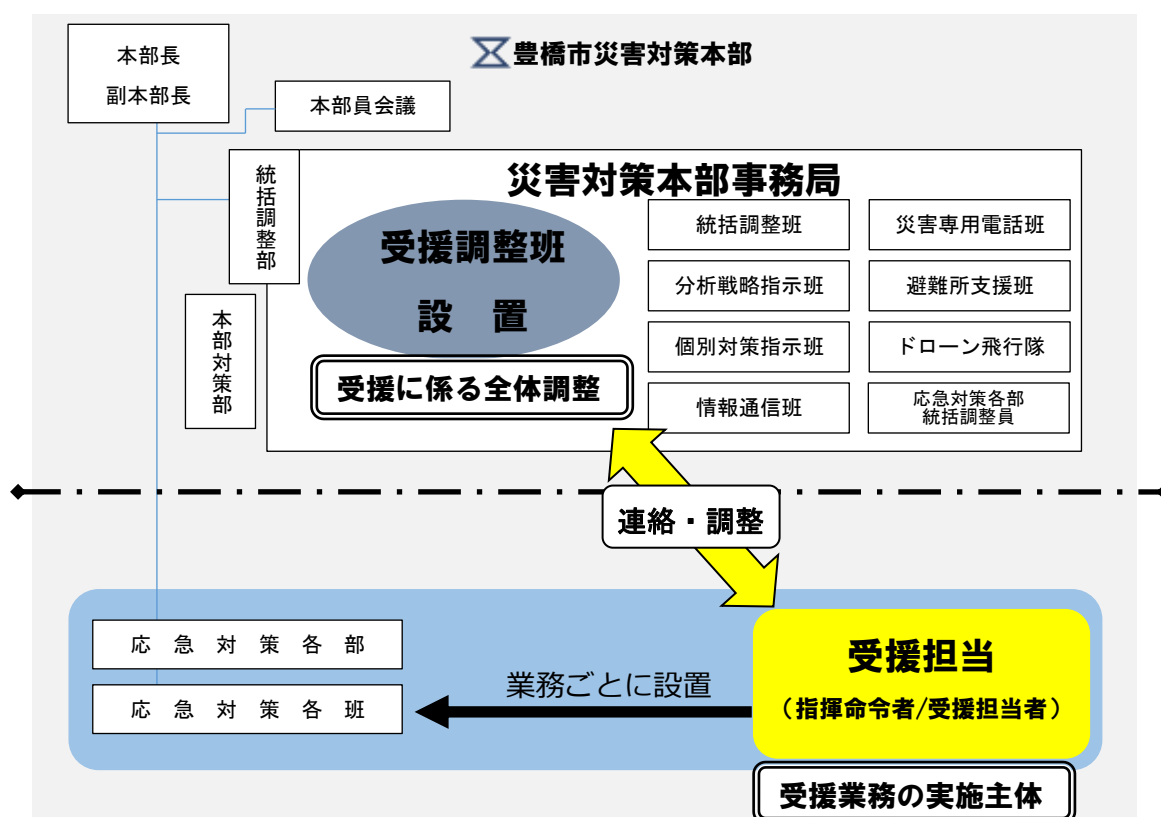
○災害対策本部事務局

庁内の受援状況の把握、とりまとめ、調整を担う「受援調整班」を設置

○災害対策本部としての機構における各対策部・班

業務ごとの受援窓口となる「受援担当」を設置

【災害対策本部構成図】



2 受援調整班の役割と体制

受援調整班に、統括する職員 1 名、行政機関等との調整を担当する職員 2 名、庁内の調整等を担当する職員 2 名の計 5 名を設置する。なお、受援調整班を構成する要員については、災害対策本部各班に属する者からあらかじめ選任し、本計画が適用された場合は、優先して受援調整班の業務を行う。

【受援調整班の役割・機能】

担 当	役割・機能
受援統括者 (1 名)	☐ 受援チームの統括
渉外担当職員 (2 名)	☐ 行政機関の受付及び行政機関等への応援要請 ☐ 関係機関のリエゾンとの調整 ☐ 応援者への支援、情報共有 ☐ 滞在場所の確保（応援団体自らの確保が難しい場合）
庁内調整担当職員 (2 名)	☐ 庁内調整・調整会議の開催 ☐ 受援に関する状況把握・まとめ ☐ 人的資源の調達・管理

※人数は目安であり、必要に応じて総務部、財務部及び他自治体に応援を要請する。

3 受援担当の役割と体制

受援担当とは、本計画が適用され実際に応援を受け入れる時の責任者を明確にするものであり、応援を受ける業務ごとに指揮命令者及び受援担当者を配置する。

【受援担当の役割・機能】

担 当	役割・機能
指揮命令者	各応援団体から派遣された行政職員や民間企業社員などの応援者に対して、業務に関する指揮命令を行う者。原則、課長級職員又は課長補佐級職員（災害発生時に指揮命令者になるもの）を想定する。
受援担当者	応援者の受入れに関して、必要な情報共有や活動環境の整備を行う実務責任者。受援対象業務ごとに受援担当者を定める。（兼務可）原則、課長補佐級又は主査級職員を想定する。 【受援担当者の業務】 ・ 応援者との連絡調整 ・ 業務実施に必要な資源（資機材、執務スペース、業務マニュアルなどの業務内容・手順がわかるもの）の確保 ・ 受援調整班への応援要請 ・ 受援調整班への状況に関する報告 ・ 受援調整班への応援者撤退に関する報告

※指揮命令者と受援担当者は兼務できないものとする。

※指揮命令者及び受援担当者が被災して不在になることも想定されるので、事前に代替者をそれぞれ設定しておく。

※受援担当者は各対策部・班の現状に応じて受援対象業務ごとの兼務を可とする。

第4章 受援の流れ

1. 人的支援の受け入れ（発災～72時間程度）

○広域応援部隊（自衛隊・消防・警察等）からの受援

・広域応援部隊における受援の流れ

①防災活動拠点の開設可否を確認

ライフライン班は、発災による防災活動拠点の被害状況を確認するとともに、開設可否の確認を行い、分析戦略指示班へ報告を行うものとする。なお、豊橋公園の開設可否状況の確認については、緊急消防援助隊も利用する活動拠点であるため、消火救助班と連携して行うこと。

〈防災活動拠点〉

広域防災活動拠点	豊橋総合スポーツ公園
地域防災活動拠点	豊橋公園、道の駅「とよはし」
地区防災活動拠点	豊橋公園、道の駅「とよはし」

〈防災活動拠点の確認事項〉

利用（可/否）	避難者（有/無）	電気（可/否）	水道（可/否）
応急危険度判定状況		通信状況（無線/携帯電話/等）	

②派遣要請

本部長（市長）が必要と判断した場合は、受援調整班にて要請事務を行うが、緊急消防援助隊については、消火救助班で要請事務を行い受援調整班へ報告する。報告を受けた受援調整班は、派遣要請状況を集約する。

広域応援部隊名	要請先
自衛隊	愛知県知事
緊急消防援助隊	愛知県知事
警察災害派遣隊	要請に基づく派遣ではなく、必要に応じて派遣
海上保安庁	愛知県知事
TEC-FORCE	中部地方整備局

③防災活動拠点の選定及び受け入れ

分析戦略指示班は、報告内容を基に防災活動拠点を選定する。受援調整班は、愛知県に選定結果を報告する。ライフライン班は施設の解錠等受け入れに必要な対応を行う。消火救助班は「豊橋市緊急消防援助隊受援計画」に基づき緊急消防援助隊の受け入れに必要な対応をとる。

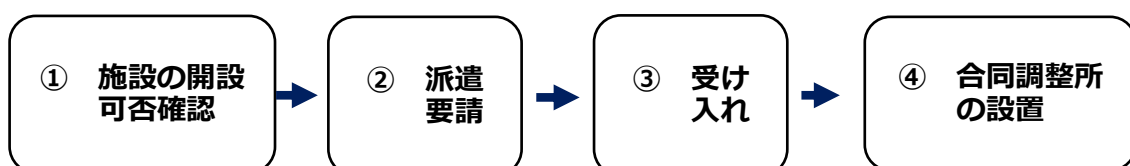
④合同調整所の設置及び調整会議の実施

愛知県は、県内での応援部隊間の配分調整、増援要請を行うが、市内で活動する応援部隊間の調整や情報共有については、合同調整所を災害対策本部（西館4階災害対策本部室）に設置し、調整会議にて行う。

受援調整班は、調整会議にて市からの要望事項を応援部隊に伝えとともに、応援部隊の活動が重複しないよう災害情報共有システム等を活用し、各機関の活動状況が迅速に把握できるよう努める。なお、本市における各派遣部隊との連絡職員は受援調整班の班長とする。

合同調整所	
参加機関	豊橋市各応急対策部、班
	自衛隊、警察、消防等応援部隊、国（国土交通省）
	ライフライン関係機関
調整会議	
参加者	合同調整所に参加する機関の連絡員（リエゾン） （開催の都度、必要な要員にて行う）
協議事項	活動区域の調整、方針の調整や情報の共有
備考	応援部隊用の地図を用意 （拠点、ヘリポート、病院、活動区域図）

・広域応援部隊における受援の流れ（フロー図）



(1) 自衛隊の派遣要請

①派遣要請

自衛隊に対し、災害派遣要請できる要件については以下のとおりである。

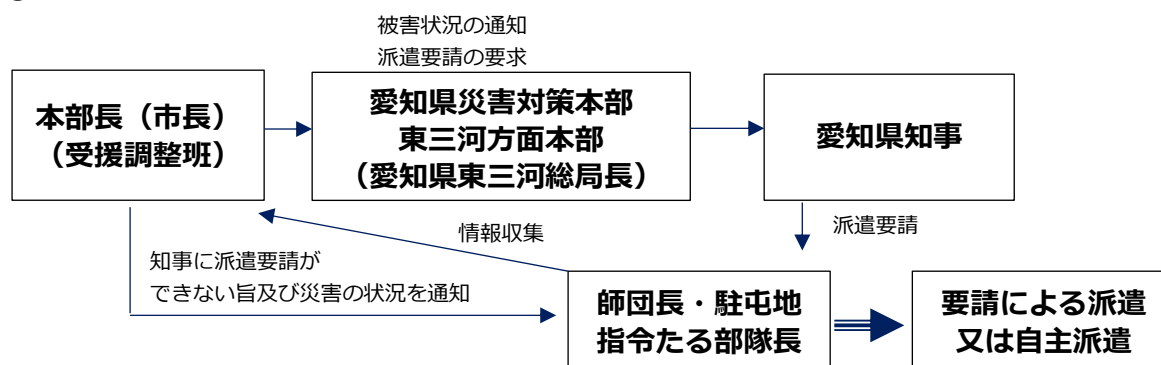
災害派遣要請の要件	
緊急性	差し迫った必要性があること
公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと

②派遣要請の手続き

ア 受援調整班は、本部長（市長）が自衛隊災害派遣の必要性を認めたときには、原則として自衛隊の派遣要請を、愛知県東三河総局を通じて愛知県知事に対し、「災害派遣要請依頼書」（愛知県高度情報通信ネットワークメニュー内防災情報システムの様式・参考資料）を用いて依頼する。ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等にて口頭で行い、事後速やかに要請書を提出する。

イ 受援調整班は、愛知県知事へ派遣要請を依頼するいとまがない場合は、直接、陸上自衛隊第6施設群長（豊川駐屯地司令）に派遣要請し、時間の余裕を得るにしたいが愛知県知事に対してその旨を速やかに通報する。

③手続系統図



④活動内容

災害派遣における自衛隊の活動範囲は以下のとおりである。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等による被害状況の把握
消防活動	火災救助に対し、消防機関に協力して行う消火救助活動
避難の援助	避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
道路又は水路の啓開	道路、水路の損壊及び障害物がある場合それらの啓開
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動
人員及び物資の輸送	防災要員等の輸送
炊飯及び給水支援	被災者に対する炊飯及び給水支援
物資の無償貸付及び譲与	防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものに対する所要の措置

⑤受け入れ

危機管理統括部長は、自衛隊との連絡を密にする必要があると認めたときは、市長の承認を得てあらかじめ自衛隊幹部の派遣を要請し、自衛隊連絡幹部室を設置する。

自衛隊連絡幹部室は東 41 会議室を候補とするが、派遣される部隊や設置される司令部の規模に応じ、部隊指揮官と協議して決定する。

(2) 緊急消防援助隊の派遣要請

① 派遣要請

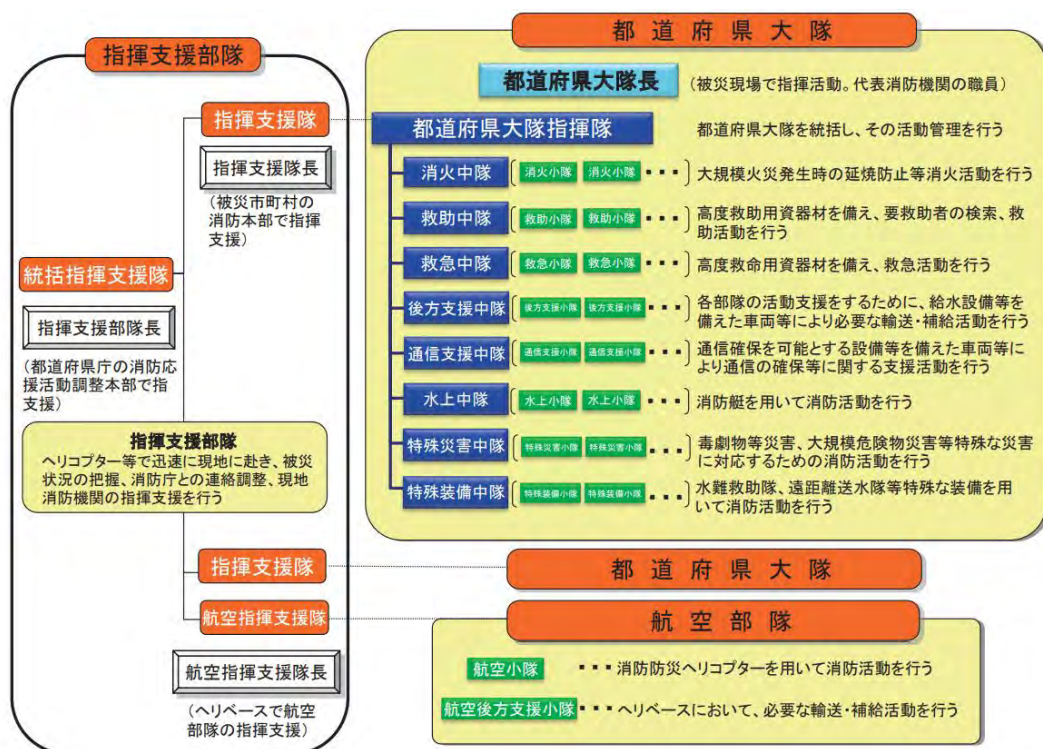
本部長（市長）は、災害状況の把握を行い、保有する自己の消防力だけでは十分な対応が取れないと判断した場合は、愛知県知事に対して緊急消防援助隊の応援が必要である旨を直ちに要請する。愛知県知事は、消防庁長官から応援等決定通知を受けた場合は、速やかに本部長（市長）へ連絡する。

② 派遣要請の手続き

緊急消防援助隊の派遣要請に関する詳細については、「豊橋市緊急消防援助隊受援計画」に定める。

③ 活動内容

緊急消防援助隊は大規模災害が発生したとき、被災地の消防機関だけでは対応できない場合に地域を越えた消火・救助活動を実施する応援部隊である。緊急消防援助隊の部隊編成の例は以下のとおりである。



（令和 6 年度消防白書 抜粋）

④ 受け入れ

緊急消防援助隊の受け入れに関する詳細については、「豊橋市緊急消防援助隊受援計画」に定める。

(3) 警察災害派遣隊の派遣要請

①派遣要請

警察災害派遣隊は、市からの要請に基づき派遣されるものではなく、大規模災害時に必要に応じて被災地に派遣される。

②活動内容

警察災害派遣隊の編成は以下のとおりである。

部隊			内容
即応部隊	広域緊急援助隊	警備部隊	被災者の救出救助
		交通部隊	緊急交通路の確保
		刑事部隊	検視、身元確認等
	広域警察航空隊		情報の収集、被災者の救出救助
	機動警察通信隊		被災地における必要な通信の確保
	緊急災害警備隊		救出救助、行方不明者の搜索、警戒警ら等
一般部隊	特別警備部隊		搜索、警戒警ら
	特別交通部隊		交通整理、規制
	特別自動車警ら部隊		パトロール
	特別生活安全部隊		相談対応
	特別機動捜査部隊		初動捜査
	支援対策部隊		補給、受援対策
	身元確認支援部隊		身元確認の資料収集
	情報通信支援部隊		通信施設の復旧

③受け入れ

他県から派遣された警察災害派遣隊は愛知県警察本部の指揮下へ入り、各市町村での活動を行う。本市へ派遣されることとなった部隊に関する情報については、豊橋警察署と情報共有を図ることとなるため、豊橋警察署から派遣される連絡員（リエゾン）を介して受け入れや活動の連絡調整を行う。

(4) 海上保安庁の派遣要請

①派遣要請

受援調整班は、本部長（市長）が海上保安庁に対する応援要請の必要性を認めたときは、応急措置の実施の要請を愛知県知事に対し自衛隊の派遣要請に準じて行う。

②活動内容

平常時、海上保安庁は警備救難業務、海洋情報業務、交通業務（船舶）を行っている。災害時は海上での災害対応を中心に行うが、自治体からの応援要請に基づき活動可能な業務は以下のとおりである。

部隊	内容
巡視船	医療活動場所の提供
	災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
航空機	傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
その他	県及び市町村が行う災害応急対策の支援等

③受け入れ

海上保安庁に対して応援要請を行った場合は、派遣される連絡員（リエゾン）を介して受け入れや活動の連絡調整を行う。

(5) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請

①派遣要請

国土交通省の「南海トラフ巨大地震における TEC-FORCE 活動計画」により、地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフ巨大地震モデル検討会（内閣府）」において設定された想定震源断層域と重なる地域であり、下記のいずれかに該当する場合には、南海トラフ巨大地震が発生したものとし、TEC-FORCE は被害の全容の把握を待つことなく、応急対策活動を直ちに開始する。これに伴い、深刻な被害が想定される都道府県及び市町村に対し連絡員（リエゾン）を派遣する。

- ・ 中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上の震度が観測された場合
- ・ 大津波警報が発表された場合

②活動内容

TEC-FORCE は、人命救助を最優先に、関係機関と連携して、被災地内の救助・救急活動の支援のため、被災状況の把握、緊急輸送ルートの確保（道路・航路の啓開）、緊急排水、被災地方公共団体の支援、緊急・代替輸送等に係る輸送等に係る輸送支援、空港施設の復旧、応急復旧対策等の技術的指導等の応急対策活動を行う。

部隊	内容
緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)	被災状況の把握
	緊急輸送ルートの確保（道路・航路の啓開）
	緊急排水
	被災地方公共団体の支援
	緊急・代替輸送等に係る輸送等に係る輸送支援
	空港施設の復旧
	応急復旧対策等の技術的指導等

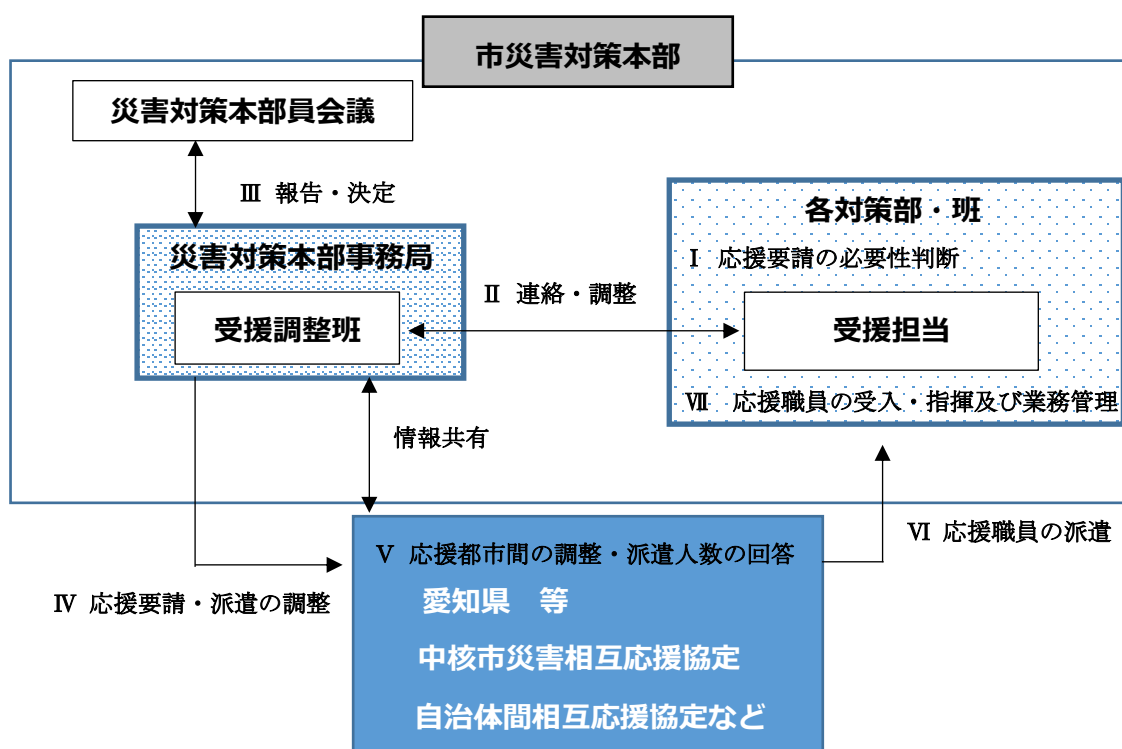
③受け入れ

派遣される連絡員（リエゾン）を介して受け入れや活動の連絡調整を行う。

2. 人的支援の受け入れ（72時間程度～1か月程度）

（1） 様々な枠組みによる支援

○愛知県を通じた応援要請、中核市災害相互応援協定や（横須賀市、尼崎市、菊川市）相互応援協定等を用いる場合など、支援調整班が応援要請を行う場合のフロー図



【参考】

	応援協定等の名称	協定先(機関)	協定内容
1	三遠南信災害時相互応援協定	三遠南信 39 市町村	職員の派遣、救出、医療、防疫、施設等必要な資機材及び物資の提供又は貸与、食料、飲料水、生活必需品等の救援物資の提供、被災児童生徒等被災者の一時受け入れ等
2	災害時相互応援協定	尼崎市 横須賀市 菊川市	食料、飲料水及び生活必需物資、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等必要な資機材及び物資の提供、救援及び救助活動車両等の提供、職員の派遣
3	中核市災害相互応援協定	中核市 62 市	

○広域応援協定・自治体間応援協定に基づく受援の受け入れ手順及び書式の流れ
(詳細は次ページ以降に記載してあるので、同じタイトル記号を参照)

受援担当 (各対策部・班)	受援調整班	応援団体
㊦応援要否の判断 様式 1	㊦庁内の応援要請要望 とりまとめ 様式 2 ㊧応援要請の決定 ㊨応援要請の実施 応援団体への伝達	応援派遣職員の調整・回答 応援派遣の結果
㊧応援職員の受け入れ準備 ㊨応援職員の受け入れ 受付、名簿の作成 業務内容等の説明 ㊩応援職員の 受け入れ報告 適宜、業務進捗報告	様式 2 ㊦応援要請結果の伝達 様式 3 ㊩応援職員の 受け入れ報告の とりまとめ 災害対策本部員会議へ 報告	応援職員の交代ごとに作成 様式 5
㊫受援対象業務の終了、 受援不要の見込みを 受援調整班へ報告	様式 4 ㊫受援終了の見込み報告 を受け、応援団体等に 情報伝達 災害対策本部員会議へ報告	応援派遣の終了

⑦ 応援要否の判断

○ 応援調整班

各対策部・班に対し、本計画適用を周知するとともに、応援要否を判断するよう指示する。

○ 応援担当（各対策部・班）

災害時の業務実施にあたり、職員参集状況等を考慮し、人員が不足する場合は、応援要請要望を「様式 1」にとりまとめ、応援調整班へ提出する。

【参考】 応援職員の要請を行う場合の注意点

応援要請や受援を行う場合、次の4種別に整理して人数や職位・スキル等の適正配置を行う必要がある。このため、応援要請時から求める人材について明確にすること。

1. 各対策部・班の現場作業での人的支援

罹災証明発行事務、被害認定調査、避難所の運営、保健師の巡回など現場において活動する応援職員であり、量的な確保を行う必要がある。

2. 各対策部におけるスタッフ業務の人的資源

現場作業をマネジメントする市職員を補佐する応援職員であり、被災自治体での経験・知識を有する応援職員の派遣を依頼することが有効である。

3. 災害対策本部事務局でのスタッフ業務の人的資源

災害対策本部事務局における全庁的なマネジメントを補佐する応援職員であり、県職員や他市町村の防災部署職員などに依頼することが有効である。また、これらの応援職員は、本市の災害対策本部室と同じ執務スペースで業務を行うことが効率的である。

4. 本部長の補佐

市長を補佐する応援職員であり、県幹部級職員や被災経験のある他市町村の防災担当課長などに依頼することが有効である。

【出典】平成 28 年熊本地震 益城町による対応の検証報告書

⑧ 庁内の応援要請要望とりまとめ

○ 応援調整班

各対策部・班の応援担当からの「様式 1」をとりまとめ、職員の参集状況、各対策部・班内における人員調整の可能性を判断し、特に被害の大きい地域に職員を集中して動員するなどの調整をしながら他自治体への応援要請の可否（受け入れ後の活動スペース等）を判断する。

㊦ 応援要請の決定

○ 応援調整班

調整を実施した結果、応援職員が必要な場合は、災害対策本部員会議へ報告し、本部長（市長）が応援要請を決定する。

㊧ 応援要請の実施

○ 応援調整班

応援要請の決定を受けた場合、あらかじめ作成している「受援対象業務シート」を参考に、愛知県知事に対し他の地方公共団体の職員派遣のあっせんを求めるとともに、事前に相互応援協定を結んでいる応援団体に対し電話等で要請する。その後様式2を提出するものとする。

応援団体に対しては、滞在場所の確保、飲料水、食料、その他業務遂行に必要な資機材の持参を要請する。

㊨ 応援要請結果の伝達

○ 応援調整班

応援団体への応援要請・調整の結果を各対策部・班の受援担当に応援団体から受領した様式2を活用し伝達する。また、応援者の人数や到着時期、集合場所、携行品等についても事前に把握・整理する。

○ 受援担当（各対策部・班）

受援調整班から連絡を受け、応援職員の受け入れ準備に着手する。

㊩ 応援職員の受け入れ準備

○ 受援担当（各対策部・班）

他自治体からの応援職員を円滑に受け入れるための準備を行う。

1. 必要な資機材の準備

業務に必要な資機材については、原則、応援を受ける各対策部・班で準備するが、車両や特殊な業務に係る資機材等については、応援職員での持参を要請するものとする。また、応援職員が個人で持参すべき物については、以下の表を参考に災害の規模に応じて情報提供する。

【参考】 想定する個人で持参すべき物資

- ・ 食料、飲料
- ・ 寝袋、毛布、マット（寝袋の下に敷くもの）
- ・ 簡易トイレ
- ・ 車両（燃料を含む） ※応援業務による
- ・ パソコン、通信機器、予備バッテリー
- ・ 地図
- ・ ヘルメット、マスク、ゴーグル、作業用手袋、合羽

2. 応援職員の活動拠点の確保

応援職員が活動する執務スペースや待機場所については、応援職員を受け入れる受援担当で確保するように調整し、やむを得ない場合は、受援調整班へ相談する。

3. 業務内容・手順等の整理

応援を受ける受援担当は、応援職員に要請する業務内容・手順等を整理しておき、業務マニュアル等を作成している場合は、応援職員に配布できるように準備しておく。

4. 応援職員の宿泊場所及び食料等の確保

応援職員の宿泊場所及び食料等については、応援団体にて確保するよう要請する。ただし、応援団体による確保が困難な場合は、受援担当の所管施設を活用して確保するよう努め、それでも困難な場合は、受援調整班において調整するものとする。応援職員の食料・飲料水等については、必要数等を取りまとめて、物資食料班へ要請し調達に努める。

㊥ 応援職員の受け入れ

○受援担当（各対策部・班）

他自治体からの応援職員を円滑に受け入れる。

1. 受付

応援を受ける受援担当は、集合場所において、応援職員の受付を行い、応援職員の団体名や氏名、活動期間、宿泊場所を明記した様式3を作成した後、受援調整班へ写しを提出する。ただし、原本は応援を受ける受援担当で保管する。

2. 業務内容等の説明

応援を受ける受援担当は、応援職員が行う業務の内容や手順について、必ず業務の開始前に応援職員に対して説明を行い、業務の引き継ぎに使用するため様式5を作成する旨も必ず説明する。

㊦ 応援職員の受け入れ報告

○受援担当（各対策部・班）

応援を受け入れている受援担当は、応援職員を受け入れた後、受援状況を受援調整班へ報告するものとし、受援調整班は、様式3を活用し全庁の受援状況を取りまとめて災害対策本部員会議へ報告する。

㊦受け入れ終了の報告

○受援担当（各対策部・班）

応援を受け入れている受援担当は、応援職員の受け入れを終了する場合は、**様式4**を作成し受援調整班へ報告する。

○受援調整班

とりまとめた内容を災害対策本部員会議へ報告する。

【上記と異なる流れによる受援について】

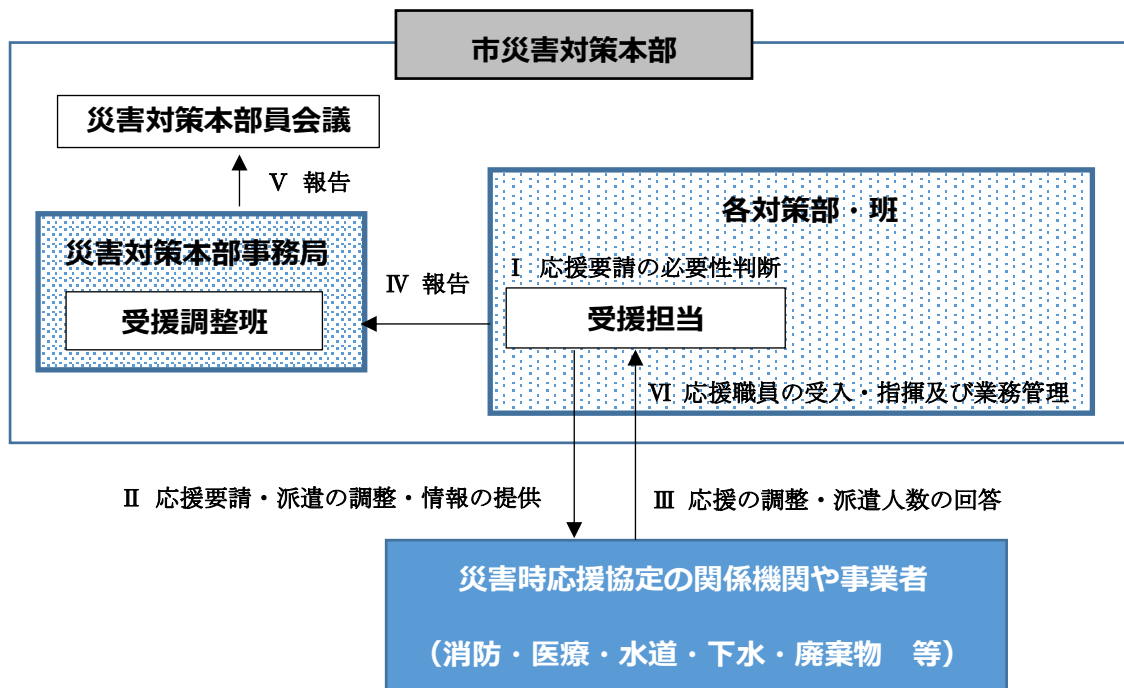
◇外部からの応援の申し出（ブッシュ型等）への対応

本市の応援要請及び協定締結に基づかない外部からの応援の申し出（ブッシュ型）については、受援調整班が応援の申し出団体と連絡・調整を行い、当該申し出のあった業務を所管する受援担当に通知し、受け入れの決定を行うものとする。

なお、申し出に基づき応援を受け入れた場合においても、本市からの応援要請の手順に準じて実施する。

(2) 各受援担当が応援要請をしていく場合

○消防、医療、水道など関係機関や企業と事前に協定やルールを定めている場合
等で、各受援担当が応援要請を行う場合のフロー図



○各受援担当が応援要請をしていく場合の受け入れ手順及び役割分担
(詳細は次ページ以降に記載してあるので、同じタイトル記号を参照)

受援担当 (各対策部・班)	受援調整班	応援団体等
㊦ 応援要否の判断 受援調整班へ連絡 応援団体に要請	様式 2 ④ 庁内の応援要請とりまとめ 様式 4 災害対策本部員会議へ報告	応援派遣職員の調整・回答
㊧ 応援者の受け入れ準備 ㊨ 応援者の受け入れ 受付、名簿の作成 業務内容等の説明 ㊩ 応援者の受け入れ報告 適宜、業務進捗報告	様式 3 ㊪ 応援者の受け入れ報告 とりまとめ、 災害対策本部員会議へ 報告	
㊫ 受援対象業務の終了、 受援不要の見込みを 受援調整班へ報告 応援団体等に情報伝達	様式 4 ㊬ 受援終了の見込み報告を 受け、災害対策本部員会議 へ報告	応援派遣の終了

㊦ 応援要否の判断・応援要請の実施

○ 受援調整班

各対策部・班に対し、本計画適用を周知するとともに応援要請の要否を判断するよう指示する。

○ 受援担当（各対策部・班）

災害時の業務実施にあたり、職員参集状況等を考慮し人員が不足する場合で、各対策部・班が所管する協定等に基づき要請する場合は、受援調整班へ電話等を用いて一報を入れるとともに、**様式 2** または、当該協定に定められた方法の様式にて直接応援を要請する。また、協定締結先等から直接応援の申し出があった場合も同様とする。

応援団体の名称・人数等詳細が把握できた時点で**様式 4** にとりまとめ、受援調整班へ報告するものとし、応援団体との間で事前に定められた様式がある場合は、その様式を用いて報告する。

㊧ 庁内の応援要請とりまとめ

○ 受援調整班

各対策部・班の受援担当から報告があった**様式 4** をとりまとめ、応援要請状況を災害対策本部員会議へ報告する。

㊨ 応援者の受け入れ準備

手順は、25 ページ「㊨ 応援職員の受け入れ準備」に準ずる。

㊩ 応援者の受け入れ

手順は、26 ページ「㊩ 応援職員の受け入れ」に準ずる。

㊪ 応援者の受け入れ報告

○ 受援担当（各対策部・班）

応援者の受け入れ後、受援状況を**様式 3** により受援調整班に報告する。

○ 受援調整班

受援調整班は、**様式 3** を活用し全庁の受援状況を取りまとめた後、災害対策本部員会議へ報告する。

㊫ 受け入れ終了の報告

○ 受援担当（各対策部・班）

応援職員の受け入れを終了する場合は**様式 4** を作成し、受援調整班へ報告する。また、応援団体等に情報伝達を行う。

○ 受援調整班

とりまとめた内容を災害対策本部員会議へ報告する。

(3) 応援者受け入れ時の基本的な1日の流れ

各業務の受援担当（各対策部・班）における基本的な1日の流れは、原則以下のとおりである。

① 準備

その日に実施する業務に必要な事前準備を行う。

② 朝礼・打合せ

その日の業務概要、本市及び応援者との役割分担、業務における執行体制、業務場所などに関する情報共有を行う。

《注意事項》

- ・ 各業務における受援担当は、原則毎日、朝礼や打合せを実施し、応援者に対して業務内容の指示を行う。

③ 活動

その日の活動を実施する。

④ 1日の報告

業務終了後、本市及び応援者との間で業務内容報告を行い、問題点について情報共有を行う。

⑤ とりまとめ

業務の進捗状況や課題をとりまとめる。

《注意事項》

- ・ 各業務の受援担当は、業務の実施状況を把握するため、応援者へ日報の作成等を依頼する。
- ・ 各業務の受援担当は、業務の進捗状況や課題を勘案し、業務遂行体制の見直しや業務分担の変更、応援者の増員（減員）を検討する。
- ・ 受援調整班を通じて応援要請を行った応援団体との調整が必要な場合は、受援調整班へ調整を依頼する。

⑥ 翌日の業務計画

翌日の業務計画の検討を行う。

3. 人的支援の受け入れ（その他）

（１） 民間事業者等協定締結機関からの受援

①災害時応援協定の実効性強化

災害時応援協定の一部では、協定の締結を行った課と災害時に当協定を運用する課が異なる事例があり、どちらの課が協定締結機関へ連絡するかの調整や連絡先の把握などに時間を要することが懸念される。

そのため、協定の締結を行った課を「協定締結課」、協定を運用する課を「協定運用課」（担当課）として区分し、発災時には原則、「協定運用課」が協定の運用を行うものとする。

②協定締結団体との連絡体制の確保

災害時に迅速に協定の運用を行うためには、平常時から協定締結機関の連絡窓口を把握しておくことが重要であるため、以下のとおり連絡先の更新体制を定め、機構改革や担当の異動に際しても、連絡体制が途絶えることのないよう定期的な更新を行うものとする。

協定締結機関の連絡先更新は、その協定の運用課が行うことを原則とするが、平常時から業務連携があるなど締結課が行うことが望ましい場合はこの限りではない。

【協定更新体制の役割】

	項目	協定締結課	協定運用課
平常時	協定の修正・廃止	○	△
	協定締結団体との連絡・調整	△	○
災害時	協定締結団体との連絡・調整		○
	応援の要請		○
	応援の受け入れ		○

（○…主体的に行うもの、△…効率的に行える場合に行うもの）

(2) 災害ボランティアとの連携

①災害時のボランティア

大規模災害発生時に被災者のスムーズな生活復旧を支援するため、豊橋市地域防災計画に基づき、本市は豊橋市社会福祉協議会と連携し共同で豊橋市災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）を設置する。センターでは災害ボランティアコーディネーターが参集した災害ボランティアと被災者ニーズをコーディネートし、被災者のもとへ災害ボランティアをスムーズに送り出していくものとする。

②災害ボランティアの種類

○ 一般ボランティア

被災地の清掃・がれきの片付けその他軽作業など労務を提供するボランティアのことである。

○ 専門ボランティア

活動分野	個人・団体	活動分野	個人・団体
医療救護	医師、看護師、 薬剤師、保健師 等	外国語通訳、 翻訳、情報提供	豊橋市国際交流協会
被災建築物応急 危険度判定	被災建築物応急危険 度判定士	応急救護活動等	消防活動支援員
要配慮者支援	各種関係団体	通信、情報連絡	豊橋市アマチュア 無線士

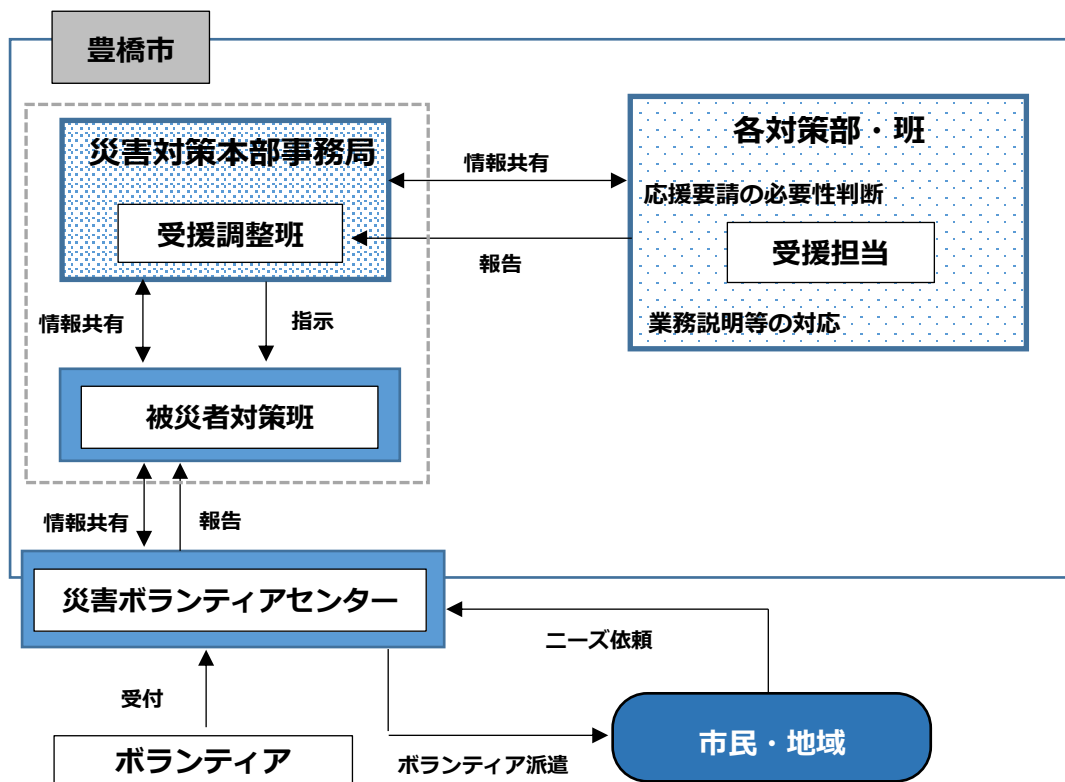
③災害ボランティアの受け入れ窓口

下表のうち開設されたセンターにて受け入れを行うものとする。

区分	施設名	住所	電話・FAX 番号
本部	総合福祉センター (あいトピア)	前畑町 115	57-2601 52-1112
支部	八町地域福祉センター	八町通五丁目 9	52-1341 52-8046
	つつじが丘地域福祉センター	佐藤五丁目 22-16	64-4510 64-4511
	大清水地域福祉センター	大清水町字大清水 546	25-6141 25-6522
	牟呂地域福祉センター	牟呂町字内田 22-2	31-8885 31-6330

④ ボランティア活動状況の把握と情報共有

被災者対策班は、センターの活動状況等を把握し、受援調整班と情報共有を行うとともに、災害対策本部で把握している現地の様子や被災地に入るための交通機関の状況などボランティア活動に有益な最新の情報をセンターに提供することに努める。



(3) ライフライン復旧における受援

① ライフライン機関との連携

電気、ガス、通信、水道などのライフライン機関においては、復旧のために各機関への応援部隊が本市に入ることが想定される。

本市は、ライフラインの復旧が速やかに行われるよう、活動拠点をライフライン復旧用地候補地（オープンスペース）から提供するとともに、活動調整や被害情報の集約を目的に、本部長（市長）が必要と判断した場合、災害対策本部の合同調整所へ連絡員（リエゾン）の派遣を要請する。

名称	連絡先	備考
中部電力パワーグリッド(株) 豊橋支社	0120-988-328	
サーラエナジー(株) 豊橋供給センター	32-5511	
西日本電信電話(株) 東海支店 設備部 災害対策室	(052) 291-3226	
上下水道局 総務課	51-2702	災害対策本部第3非常配備 体制から本部に詰める

② 受援の内容

ア 中部電力パワーグリッド(株)

- ・ 電力設備の被害状況、停電による主な影響状況、復旧資材・要員・食料等に関する事項、従業員の被災状況等について下級本部（営業所）から上級本部（岡崎支社・電力ネットワークカンパニー）へ報告する。
- ・ 復旧要員の応援が必要な場合は、以下の順で応援要請を行う。
 - ① 豊橋市以外のエリアの中部電力(株)復旧要員
 - ② 他電力会社、電源開発株式会社および広域機関等の復旧要員

イ サーラエナジー(株)

- ・ 全国のガス事業者が、大規模な災害発生時に救援に向かう体制を敷いている。
- ・ 過去の災害では、一般社団法人日本ガス協会（JGA）を通じて最大で数千人規模の応援が行われており、サーラエナジー(株)においても南海トラフ地震が発生した場合は、最大で千人近くの応援が入ることを想定している。

ウ 西日本電信電話(株)

- ・通信設備の被害状況により、名古屋支店から上位組織である東海事業本部へ支援依頼を行い、東海４県内での支援を実施するが、被害が甚大となった場合は、西日本電信電話(株)本社への支援依頼を行い、西日本全域から広域支援を実施する。（東日本電信電話(株)から広域支援を実施する場合もある。）
- ・復旧要員および資機材等の支援順位については以下のとおり。
 - ①名古屋支店管内の復旧要員による復旧活動
 - ②他県域支店（東海４県内）の復旧要員による復旧支援
 - ③西日本全域および東日本エリアからの復旧要員による広域支援

エ 豊橋市上下水道局

【水道】

- ・愛知県水道震災復旧支援センターが設置された場合は、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づき応援を要請
- ・支援要請を受けた支援センターが応援事業体の派遣調整
- ・応援本部（応援事業体現地対策本部）の設置
- ・応援隊の受け入れ調整
- ・応援隊は、主に応急給水、応急復旧に従事

【下水道】

- ・「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」を基に県内の応援体制が定められた「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づき、愛知県東三河建設事務所を經由して応援を要請
- ・現地応援本部を設置
- ・応援隊の受け入れ調整
- ・応援隊は、主に応急調査、応急復旧に従事

③ライフライン復旧用地候補地

名称	復旧用地候補地
中部電力パワーグリッド(株)	向山緑地運動広場周辺
ソーラエナジー(株)	東田公園、豊橋競輪場駐車場
西日本電信電話(株)	牛川公園、松東公園、梅田川霊苑（多目的広場）
豊橋市上下水道局	牛川遊歩公園、井ノ瀬公園、中央図書館駐車場、蟬川公園

4. 物的支援の受け入れ

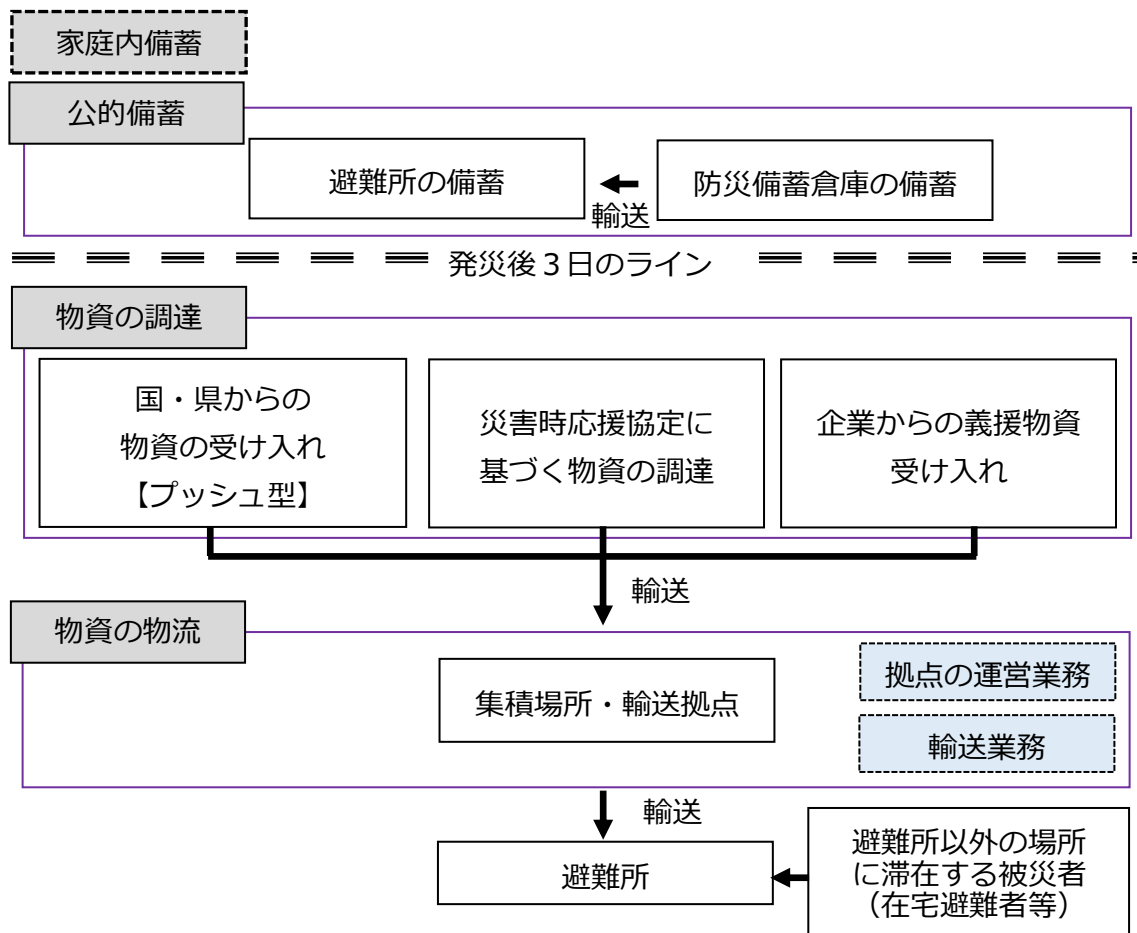
(1) 物的支援の全体像

①災害時における物資調達の概要

搬送方法・手順の詳細については、「物資食料班 行動マニュアル」で定めるものとするが、物資食料班が行う全体の流れは以下のとおりである。

- ア 防災備蓄倉庫にある公的備蓄品を避難所へ輸送
- イ 協定締結事業者から緊急物資を調達
- ウ 具体計画に基づき4日目以降実施される国のプッシュ型支援に対応し、緊急物資を受け入れ
- エ 物資が不足する場合については、受援調整班と連携し愛知県及び中核市市長会等に対し、物資供給を要請
- オ 市の備蓄や国等からの支援物資等を協定事業者と連携し、各避難所まで輸送

【参考図】



②物資調達において注意すべき事項

ア 個人からの義援物資の受け入れ

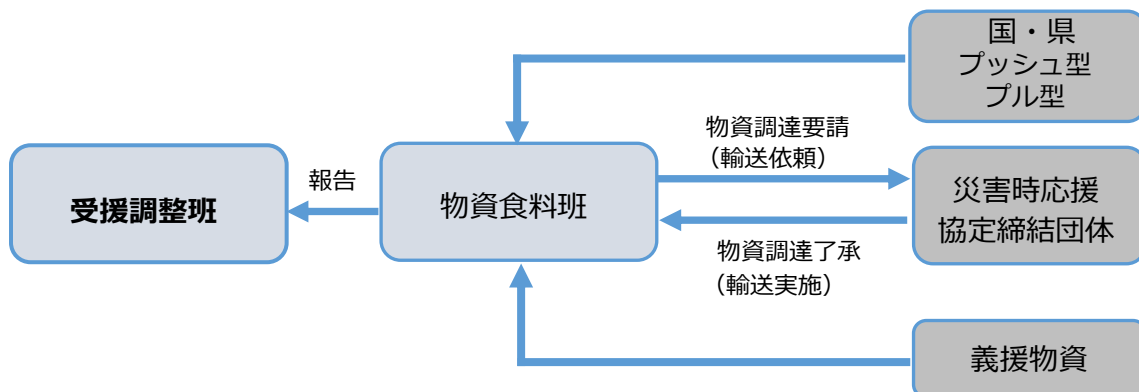
個人からの義援物資は、受け入れ及び混載等による仕分けにかなりの時間を必要とすることから、物資供給活動に支障をきたす可能性があるため、原則、受け入れないこととし、広報班へ周知を依頼するものとする。

イ 義援金の受け入れ

証明・義援金班は、「義援金受け入れマニュアル」を参考に義援金の受け入れ方法を定め、広報班へ周知を依頼するものとする。

③情報伝達の流れ

物的支援の受け入れや輸送については、物資食料班が対応し、物資の保管状況及び協定事業者への要請状況などを、受援調整班に報告することで一元的な情報の集約を行う。



（２）物資調達のための活動

①発災～72 時間までの活動

ア 緊急参集の連絡

○物資食料班

- ・ 班内の参集状況を把握、不足する場合は人的支援の応援要請を行う
- ・ 協定事業者へ災害対策本部への緊急参集を依頼

【協定先へ依頼する場合の注意事項】

- ※ 緊急参集手配車両は、積載重量別に把握
- ※ 応援人員については、人員等が最も必要となる3日目以降を考慮し参集を依頼
- ※ 物資拠点の作業指揮者・作業スタッフについて委託の可否についても確認

【 協定事業者（輸送） 】

	応援協定等の名称	協定先(機関)	協 定 内 容
1	災害時における救援物資輸送に関する協定	愛知県トラック協会東三支部	物資の輸送
2	災害時における物資等の船舶又は車両による輸送及び保管場所の確保に関する協定	日本通運(株)豊橋支店	応急生活物資、資機材等の船舶又は車両による輸送及び保管場所の確保
3	災害時における緊急物資輸送等に関する協定	佐川急便(株)東海支店	支援物資の受入、仕分け及び避難所等への配送等
4	災害時における緊急物資輸送等に関する協定	(株)マイシン	支援物資の受入、仕分け及び避難所等への配送等

①物資集積場所・拠点の決定

○物資食料班

- ・国のプッシュ型支援に備え、豊橋市総合体育館第1アリーナ及び第2アリーナの開設可否を確認

《開設が可能な場合》

- ・総合体育館第1アリーナについては、県受援計画により東三河の広域物資輸送拠点に指定されているため、使用可否を愛知県災害対策本部緊急物資チームに連絡する
- ・総合体育館第2アリーナについては、県受援計画により豊橋市の地域内輸送拠点に指定されているため、受け入れ可能スペースに余裕があれば、義援物資等の受け入れ拠点も兼ねた物資拠点とする

【広域物資輸送拠点】

広域物資輸送拠点（所在市町村）	配布先市町村
豊橋市総合体育館第1アリーナ （豊橋市）	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、 新城市、設楽町、東栄町、豊根村

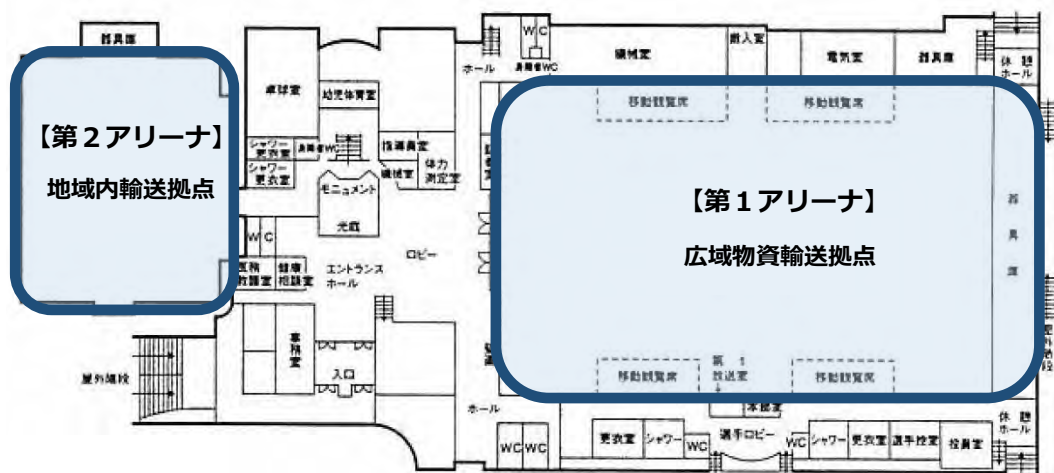
【地域内輸送拠点】

市町村名	地域内輸送拠点の名称
豊橋市	豊橋市総合体育館第2アリーナ

【至近ヘリポート】

場所	所在地	使用可能面積	電話番号
豊橋市総合体育館 （多目的広場）	神野新田町	約 28,000 m ²	32-9611

【豊橋市総合体育館平面図】



《開設が不可能な場合》

- ・ 広域物資輸送拠点の代替施設検討については、愛知県が対応する
- ・ 本市の地域内輸送拠点については、以下に掲載してある施設や協定締結機関の倉庫、その他オープンスペースから代替施設を検討し、物資拠点の決定を行う

【参考】 救援物資の受入基地

救 援 物 資 の 一 次 集 積 場 所				集 積 場 所 至 近 ヘリポート	
施設名	所在地	使用可能面積	MCA無線	場所	電話番号
シフォニアビルヂャー(株) 健康保険組合体育館	三 弥 町	約 1,280 m ²	6 0 3	シフォニアビルヂャー(株) 豊橋製作所運動場	41-2121
ライフポートとよはし (駐車場)	神野ふ頭町	約 16,400 m ²	6 0 2	神野西緑地内野球場	31-4158 (三河港務所)
豊橋公園 陸上競技場 (本部スタンド)	今橋町3	約 400 m ²	未定	豊橋公園 陸上競技場	56-6051 (管理事務所)

⑤物資拠点運営体制検討・決定

○物資食料班

- ・ 参集できた人員の中から、事前に準備していた役割を基に班を編成し、勤務体制を決定する
- ※ 発災後 1 週間程度は、国、県においても 24 時間稼働を原則としているため、本市も 24 時間稼働体制をとれるような勤務体制を組むこと

① 公的備蓄品の搬送開始

○ 物資食料班

- ・ 防災備蓄倉庫より各避難所への備蓄品配送を開始
- ・ 備蓄品搬送状況を受援調整班へ報告

○ 土木班

- ・ 道路啓開情報を物資食料班と常に共有し、運搬要員にルートの手示を行う

② 民間協定事業者からの緊急物資調達

○ 物資食料班

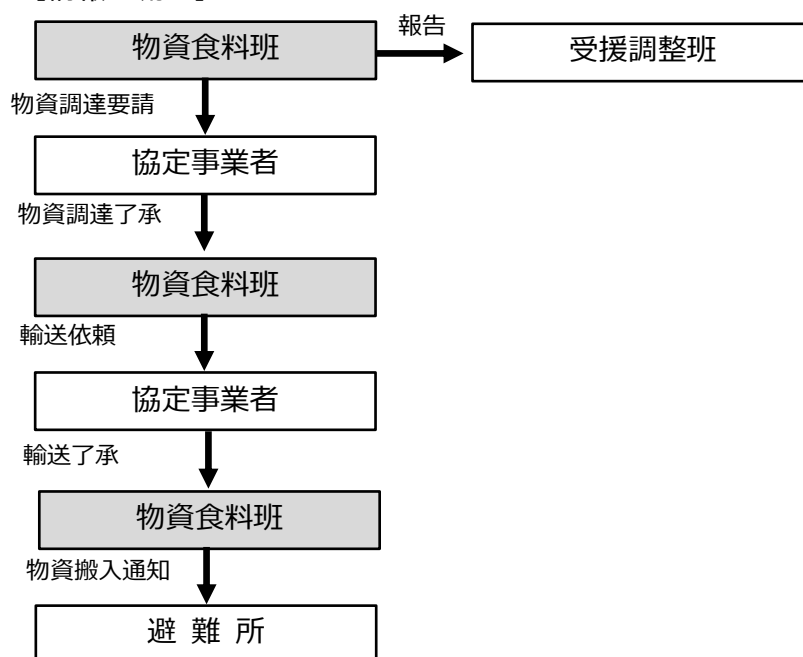
- ・ 調達を必要とする物資を災害対策本部に確認
- ・ 協定事業者への物資提供要請
- ・ 受援調整班へ物資の状況及び協定事業者への要請状況を報告
- ・ 緊急物資の輸送を協定事業者へ要請
- ・ 搬入先へ搬入数量等を通知する

【参考】 物資輸送方法の種類

- ・ 直接避難所まで緊急物資輸送を依頼
- ・ 物資輸送拠点へ緊急物資の輸送を依頼、その後トラック協会等の協定事業者が避難所へ輸送
- ・ 協定事業者が、緊急物資の調達先から避難所まで輸送し、避難所への搬入数量を物資食料班に報告してもらう

※ 弁当などの期限が短いものは、原則、直接避難所まで輸送を依頼すること

【情報の流れ】



㊦物資拠点の開設準備

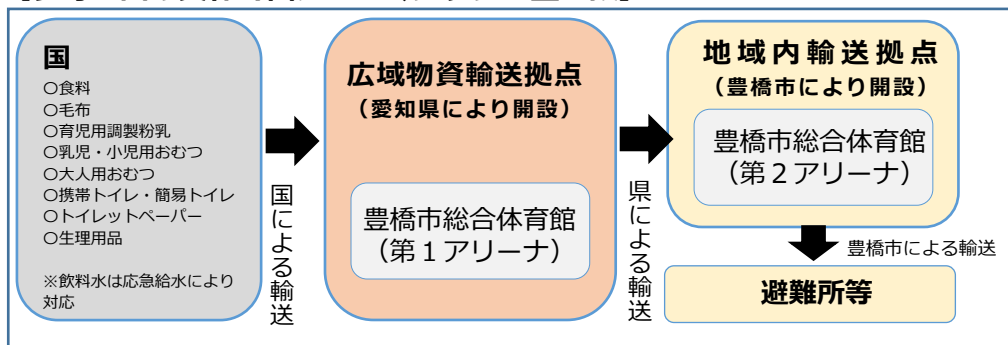
○物資食料班

- ・物資拠点開設に必要な資機材、レイアウト図などの準備と搬入
- ・不足する資機材や事務用品等があれば、市役所庁内、協定先企業、委託する事業者等から調達
- ・豊橋市総合体育館については愛知県職員等と連携し、近接道路から荷卸し位置までの誘導カラーコーン等を設置する。拠点施設内では、事前に作成したレイアウトに基づき施設内導線を確保する

②発災後 72 時間～1 週間までの活動

㊦プッシュ型支援への対応

【参考：国の具体計画に基づくプッシュ型支援】



○物資食料班

- ・発災後 72 時間以降は具体計画に基づくプッシュ型支援が本格化するため、プッシュ型支援の受け入れ業務を優先して実施する
- ・愛知県からプッシュ型支援物資の品目・数量の情報が入り次第、各避難所への配分量を決定し、受援調整班に報告する
- ・プッシュ型支援物資の受け入れ後は、各避難所への配分量に基づき仕分けを行う
- ・避難所までの輸送を協定事業者に要請する
- ・各避難所への配分量に変更が生じた場合は、その配分量を受援調整班へ報告し、変更後の配分量に基づき仕分けを行う
- ・緊急物資の輸送を協定事業者へ要請する
- ・各避難所に搬入数量等を通知する

①民間協定事業者及びプッシュ型支援以外からの物資調達

○物資食料班

- ・ プッシュ型支援で調達できる物資以外で調達要請を行う必要のある品目・数量を検討し、愛知県や中核市市長会等の相互応援協定を締結している団体へ緊急物資提供の要請を行う
- ・ 愛知県や中核市市長会等の相互応援協定を締結している団体からの緊急物資の調達が可能となった場合は、輸送先、配分量を決定する
- ・ 避難所へ直接輸送する場合は、その旨通知を行う
- ・ 調達要請及び配分量について、その結果を受援調整班へ報告する

③ 1週間以降の活動

㊦愛知県及び協定締結先からの物資調達

○物資食料班

- ・ 「豊橋市避難所運営マニュアル」の物資依頼伝票からの情報をとりまとめ、愛知県や協定締結先に対し緊急物資の調達要請を行い、その結果を受援調整班へ報告する
- ・ 物資の受け入れ、仕分け、輸送等はプッシュ型支援と同様に行う
- ・ 緊急物資の輸送を協定事業者へ要請する
- ・ 各避難所に搬入数量等を通知する

第5章 輸送ルートの確保

1 道路啓開の指定区分

災害時における道路の復旧は、当該道路管理者によって行うことを原則とし、本市は市道を中心に緊急点検、道路啓開を行い、次表の道路指定区分を考慮して優先順位の決定や隣接市へ通じる道路啓開について検討するものとする。

【緊急輸送道路の指定区分】

指定区分	内容
中部版くしの歯作戦によるルート	地震等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護、緊急物資輸送のための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)
第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市役所、主な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
第3次緊急輸送道路	その他の道路（愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会、本計画で定めた緊急輸送道路で、第1次、第2次緊急輸送道路以外の道路） 県の計画を補完する道路
緊急道路（市）	応急救護所や避難所等から緊急輸送道路へのアクセス道路

2 道路啓開の措置

(1) 被災情報の収集・共有

土木班は、豊橋市ドローン飛行隊等と連携しながら緊急輸送道路の点検や道路の被災状況について情報収集を行い、緊急道路の啓開方針の決定や愛知県災害対策本部へ被災状況の報告を行うものとする。

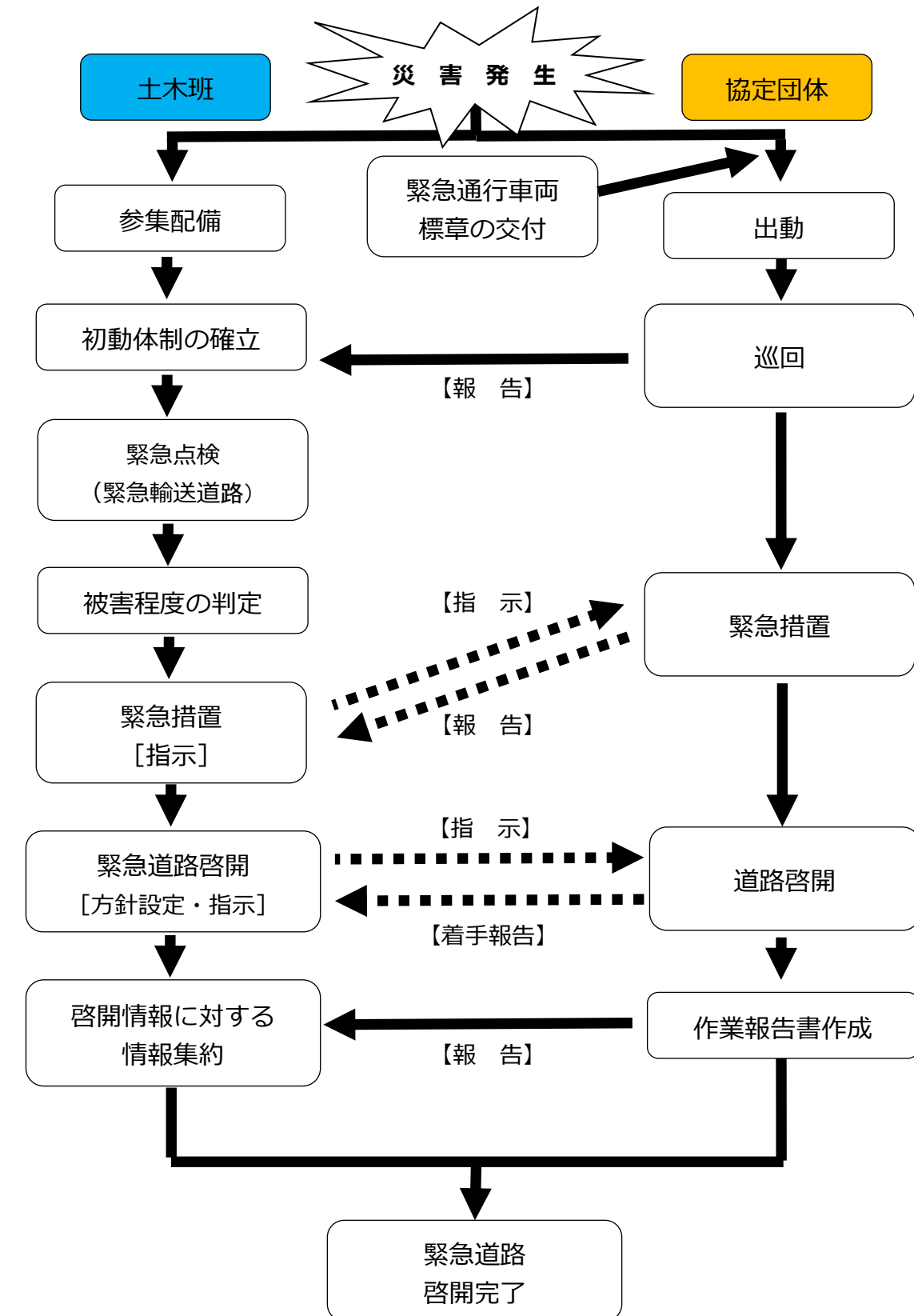
(2) 協定に基づく道路啓開

土木班は、「豊橋市と東三建設業協会との間の災害時における応急対策業務に関する協定に基づき、応援業務を行う団体」（以下、「協定団体」という。）が緊急巡回及び緊急道路啓開を行うため、協定団体と連携し、道路復旧状況の情報集約に努めるものとする。

(3) 他機関との連携

愛知県災害対策本部からの要請及び「中部版くしの歯作戦」により復旧順位の変更や、県公安委員会による交通規制（緊急交通路の指定）が予想されるため、他機関と情報共有を図り、道路復旧や、通行止めによる迂回が発生すること踏まえ、交通誘導等資機材の使用も連携して行うものとする。

地震発生から緊急道路啓開完了までの流れ



3 空路・海路の活用

(1) 空路の活用

被災地への進出経路については、陸路を基本としており、道路の被害状況等を勘案し必要に応じて空路を活用することがあるため、要請があった場合は、拠点となる以下に示す施設までの道路啓開を行うものとする。

【愛知県防災ヘリコプター及び名古屋市消防ヘリコプターの飛行場外離着陸場 (航空法による指定を受けたもの)】

名 称	所 在 地
豊 橋 市 民 病 院	青竹町字八間西 50
豊 橋 市 陸 上 競 技 場	今橋町 3
豊 橋 総 合 ス ポ ー ツ 公 園	神野新田町字メノ割 1-3 他(神野新田町字ユノ割 10)

【緊急時ヘリコプター離発着可能場所】

名 称	所 在 地	種別
豊 橋 市 民 球 技 場	岩田町 1-2	小型
豊 橋 南 高 等 学 校	南大清水町字元町 450	中型
時 習 館 高 等 学 校	富本町官有地	
愛 知 大 学	町畑町字町畑 1-1	
豊 橋 球 場	今橋町 3	
豊 橋 市 陸 上 競 技 場		
明 海 公 園	明海町 3-42	
神 野 野 球 場	神野ふ頭町 10	
豊 川 浄 化 セ ン タ ー	新西浜町 1-3	
消 防 総 合 訓 練 広 場	岩田町字上庄 23-2	
豊 川 河 川 敷	大村町字高山地内	
豊 橋 市 民 病 院	青竹町字八間西 50	大型
豊 橋 総 合 ス ポ ー ツ 公 園	神野新田町字メノ割 1-3 他 (神野新田町字ユノ割 10)	
豊 橋 技 術 科 学 大 学	天伯町字雲雀ヶ丘 1-1	

(2) 海路の活用

具体計画において、三河港が海上輸送拠点として指定されているため、要請があった場合は、拠点となる以下に示す施設までの道路啓開を行うものとする。

港湾名	耐震強化岸壁	港湾管理者
三河港	船渡埠頭 3 号岸壁 神野埠頭 7 号岸壁	愛知県

【出典】南海トラフ地震における愛知県広域受援計画

第 6 章 燃料供給の確保

1 災害時における燃料供給

災害時は、一定期間燃料供給が途絶する。以下のような災害の各局面において優先課題に対応する車両や施設に対し、優先的に燃料を分配する。

○災害応急対策に従事する車両への優先供給

○業務継続が必要な施設（自家発電設備）への優先供給

2 災害応急対策に従事する車両

①豊橋市の公用車

②「緊急通行車両確認標章」をフロントガラスに掲出している車両

行政機関、医師医療関係の車両、建設用重機、道路啓開作業用車両、タンクローリー、路線バス・高速バス、物資輸送のための大型貨物自動車

③パトカー、消防車、救急車等（道路交通法に基づく緊急車両）

サイレンを鳴らしながら走行する車両

④自衛隊車両

一般車両とは異なる 6 桁のナンバープレートをつけている車両

3 優先供給施設

①行政機能の維持・人命救助、救急のための施設

市役所、中・南消防署（分署・出張所含む）、豊橋警察署、上下水道局、保健所・保健センター、広域物資輸送拠点、災害拠点病院（豊橋市民病院、豊橋医療センター）

②ライフラインの復旧のための施設

水道施設（浄水場、配水場、給水所）、下水道施設（ポンプ場、処理場）、電気、ガス、電話

③その他

動植物公園

4 燃料の調達

（１）市内の備蓄燃料

市施設及び中核給油所の最大貯蔵量は以下のとおりである。

施設名	ガソリン(L)	軽油(L)
中消防署	22,500	12,500
南消防署（大清水出張所）	10,000	5,000
収集業務課（東部環境センター）	—	10,000
収集業務課（南部環境センター）	—	5,000
中核給油所(2 か所)	5,000	5,000
合計	37,500	37,500

(2) 協定締結先からの調達

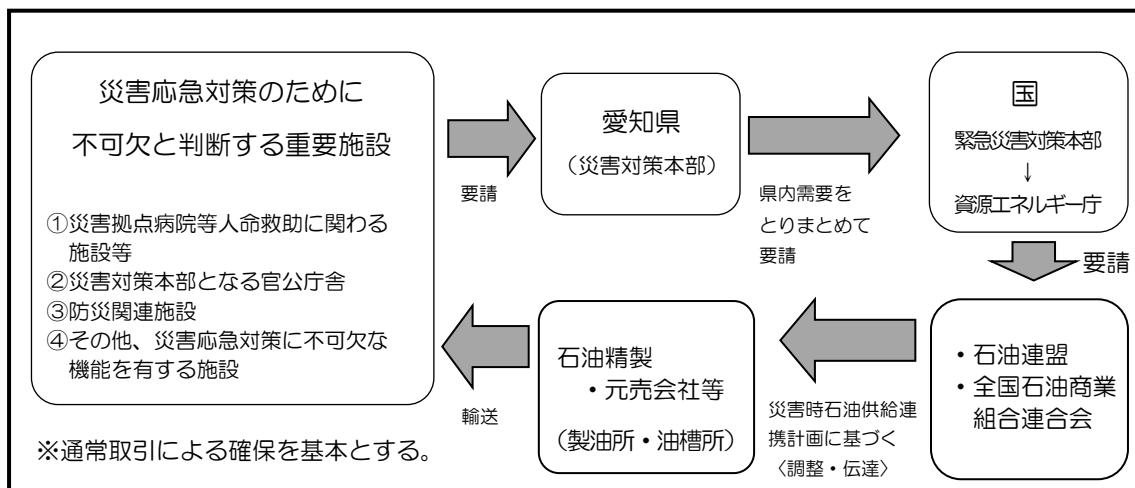
燃料の優先供給を受けるための協定は、以下のとおりである。

応援協定等の名称	協定先（機関）	協定内容
災害時における情報及び救助作業等応急措置用資機材の提供並びに燃料油類の供給に関する協定	豊橋石油業協同組合、愛知県石油商業組合東三河第1地区	災害時に知り得た災害情報、応急措置用資機材の提供及び自動車用燃料油類の優先供給並びに被災者、帰宅困難者への支援活動
災害時における燃料油類の供給に関する協定	マルシメ(株) 横田瀝青興業(株)	災害時における燃料油類の供給

(3) 愛知県・国

愛知県は、県石油業協同組合と連携を図り燃料調達の調整を行い、燃料調達が困難な場合は、国に対して優先供給の実施を要請する。

【参考】業務継続が必要な重要施設への優先供給のフロー図



【出典】南海トラフ地震における愛知県広域受援計画

5 災害応急対策に従事する車両へ燃料供給

(1) 常設の給油所における車両への燃料供給

○物資食料班

豊橋石油業協同組合等と連携し、市内における常設の給油所を含めた燃料給油能力等に関する情報の収集を行うとともに、災害応急対策に従事する車両への優先供給を依頼し、収集した燃料供給拠点の稼働状況及び燃料保有状況を受援調整班へ報告するものとする。

○受援調整班

燃料供給拠点の稼働状況及び燃料保有状況の情報を災害対策本部内に共有し、応援部隊等に対して原則、以下を参考に燃料供給拠点の情報を提供する。各災害の局面における優先課題を考慮し、発災後 72 時間は人命救助のために燃料を供給し、その後は備蓄残量状況に応じて収集業務課の備蓄燃料は優先的に災害廃棄物への対応分とするなど、臨機応変な対応をとり情報を提供していくものとする。

・中消防署・南消防署・収集業務課

市の公用車、パトカー、消防車、救急車等（道路交通法に基づく緊急車両）、自衛隊車両、道路啓開作業用車両

・中核給油所・その他稼働給油所

「緊急通行車両確認標章」をフロントガラスに掲出している車両

○広報班

市民に対して一般車両の給油に関する情報を適切に広報により周知し、給油所での混乱防止に努めるものとする。

(2) 臨時の給油所における車両への燃料供給

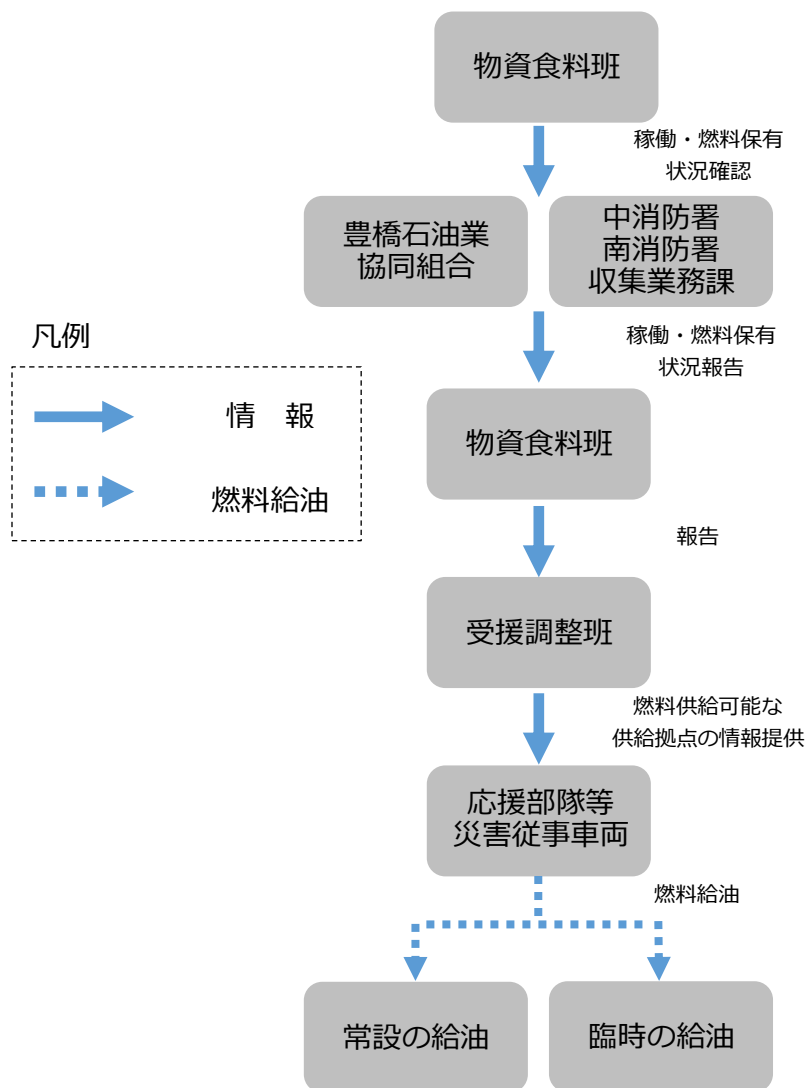
○物資食料班

応援部隊等の活動拠点において、豊橋石油業協同組合等と協力し、小型給油車両やドラム缶を利用した臨時給油所を設けて応援部隊等に燃料を供給するものとする。

○備蓄燃料を管理する所管施設

給油取扱所が被災した等により、平常時と同様の危険物の取扱いが困難な場合に臨時給油所を開設する時は、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン（平成 25 年 10 月 3 日消防災第 364 号、消防危第 171 号）」に従い、手続き等について円滑かつ適切な対応に努めるものとする。

【車両への燃料供給フロー図】



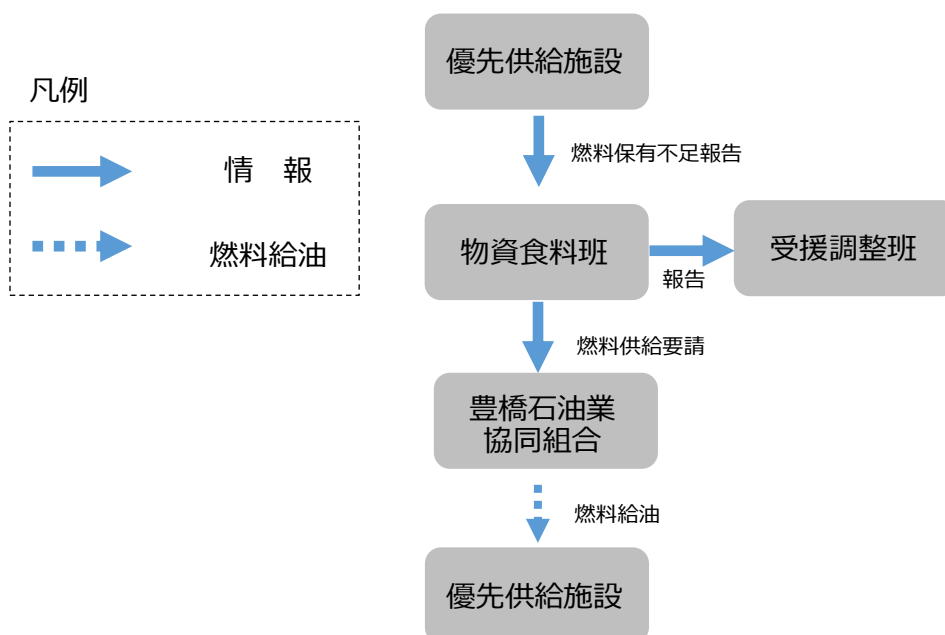
6 優先供給施設へ燃料供給

○物資食料班

優先供給施設において、燃料確保が困難な場合は燃料需要のとりまとめを行い、豊橋石油業協同組合等に対し要請を行うものとする。

なお、燃料供給の要請については、原則文書をもって要請することとするが、そのいとまがない場合は、口頭で要請し、事後速やかに文書を交付するとともに、要請した内容を受援調整班へ報告するものとする。

【優先供給施設への燃料供給フロー図】



7 愛知県への優先供給要請

○受援調整班

公的燃料備蓄状況や協定先の燃料保有状況と、燃料需要を比較分析し、市内での対応が困難と判断される場合は、愛知県に対し優先供給の実施を要請するものとする。

第7章 支援に係る計画

1 被災市町村への支援

大規模災害が発生した場合は、被災市町村への支援（職員等の派遣）の枠組みが分からないため、職員等の派遣要請について連絡を受けた課が主体的に連絡調整を行い、総合的な取りまとめを防災危機管理課で行うものとする。

【本市の支援フロー（要請～派遣終了）】

局面	対応
①職員・物資の派遣要請	・職員等の派遣要請について、連絡を受けた課は防災危機管理課へ報告し、対応についての協議 ・対応内容については、取りまとめて市長へ報告 ・要請元へ回答（連絡を受けた課）
②職員等の派遣手配	・連絡を受けた課が主となって職員派遣等に係る連絡調整 ・派遣に要する費用については、人件費は職員所属課、その他は防災危機管理課で支弁 【※災害救助法(求償)対象あり】
③職員等の派遣	・職員の活動状況については、職員の所属課で取りまとめ、防災危機管理課へ報告
④派遣終了	・派遣職員の所属課は、派遣先での活動内容及び派遣に要した費用にかかる書類を取りまとめ、防災危機管理課へ報告

2 費用負担

（1）支援に係る費用負担の考え方

- 自主的な応援の場合 ⇒ 支援者である豊橋市が負担
- 協定に基づく応援の場合 ⇒ 協定による（概ね受援側が負担）

協定等に基づく応援における、旅費、物資の購入費、車両等の燃料費、機械器具等の輸送費の応援に要した経費については、原則として協定締結先である相手方が負担することとなっている。

(2) 災害救助法による求償

支援に要した費用について求償（災害救助法第 20 条）の対象となる場合があり、愛知県が県内市町村の求償を取りまとめ被災都道府県へ費用請求を行うものとする。

【派遣後の対応】

○派遣職員の所属課：支援に要した費用にかかる伝票等を整理し保存

【愛知県から災害救助法に基づく求償の通知があった場合の対応】

○派遣職員の所属課：要請があった場合は、必要書類を防災危機管理へ提出

○防災危機管理課：伝票等必要書類をとりまとめ、愛知県へ提出

第 8 章 受援力強化に向けた取り組み

1 組織への定着

本計画の定着と課題の対応を具体化するため、全庁挙げての体制を構築し、平常時から受援業務シートの見直しや業務マニュアルの策定を進めるものとし、BCP とともに研修・訓練の実施状況等の進行管理を行い、組織への定着を図っていくものとする。

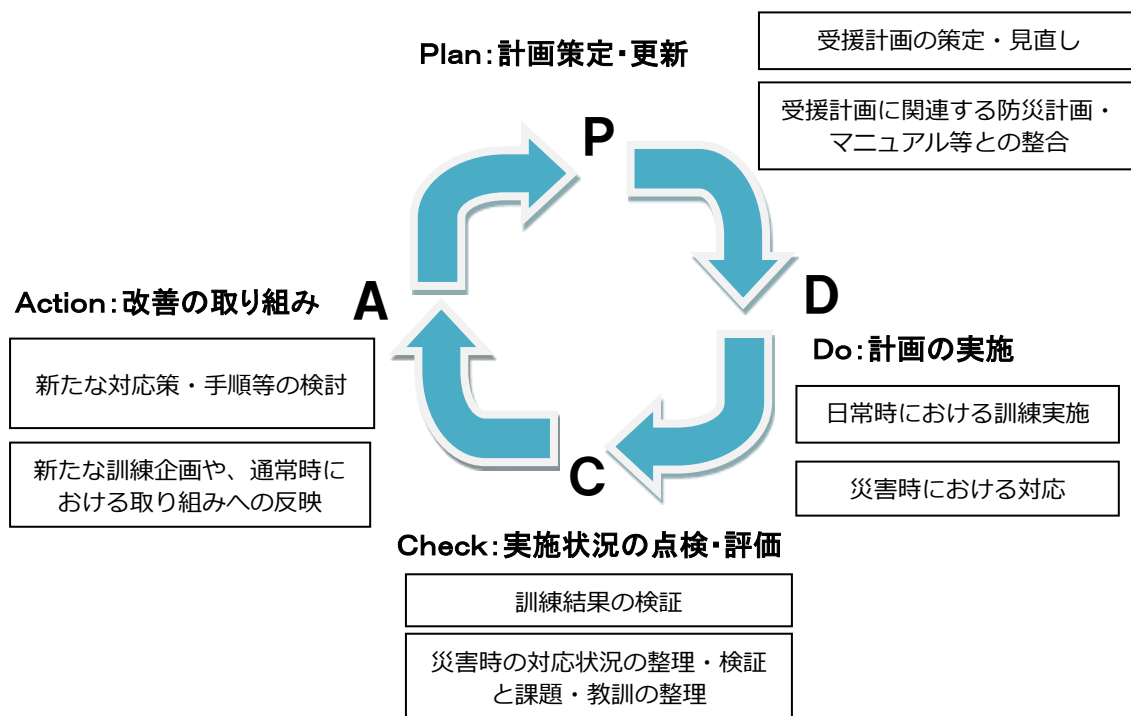
2 計画の継続的更新

(1) 計画の更新時期

本計画の見直しは、以下のとおり日常における訓練や災害対応の教訓を活かし、継続的に更新を図るものとする。

- ①庁内組織編制、災害対策本部組織の見直し時期
- ②防災関連計画の見直し時期
- ③RPA など業務の効率化・自動化における新たな技術が導入された時
- ④その他、市内または他都市における類似災害発生による新たな教訓・知見等が得られた時

(2) 計画の策定・更新に係る PDCA サイクルのイメージ



用語説明

あ 応急救護所

災害により医療機関の機能が混乱した場合、負傷者に対し応急的な救護活動〔トリアージ（治療の優先順位付け）、軽症者の手当、中等症者の搬送前の応急処置〕を実施するための救護所

オープンスペース

都市や敷地内で、建物が建っていない土地や空地。防災上は、火災等の延焼抑止や避難・救護活動等の場として重要と位置づけられる場所

か 業務継続計画（BCP）

災害時に人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた計画

緊急輸送道路

大規模な地震等の災害が発生した場合、救命活動や物資輸送を円滑に行うために、国・県・市町村などが事前に指定する道路

広域物資輸送拠点

国等から供給される物資等を被災都道府県へ受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて当該都道府県が設置する物資拠点

さ 災害救助法

災害に際し、被災者保護と社会秩序の保全を目的とする法律。1947（昭和22）年制定。国・地方公共団体・日本赤十字社などが行う収容施設の供与・炊き出し・医療などの救助活動が定められている法律

災害拠点病院

災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のことで、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応用資器材の貸出し機能を有する病院

災害ボランティアコーディネーター

大規模な災害の発生時に、全国から駆けつけたボランティアの受け入れを行い、支援を必要としている被災者のニーズに基づき、適材適所へボランティアの派遣調整を行うパイプ役

災害ボランティアセンター

被災者の生活復旧と自立を支援するため、各地から駆けつけてくれるボランティアを受け入れ、支援を必要としている被災者の元へスムーズに送り出すための拠点

た 中核市災害相互応援協定

（中部ブロック）（第3応援チーム）

中核市災害相互応援協定の円滑な運用を図るため、中核市及び中核市候補市を4つのブロックに分割している。中部ブロックは、富山市、金沢市、長野市、福井市、甲府市、松本市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、四日市市、津市、一宮市、春日井市が属すブロック。また、このブロック全体が被災する広域災害に対応するため、6つの応援チームが整備されている。第3応援チームは、青森市、横須賀市、岐阜市、豊橋

市、尼崎市、倉敷市、那覇市、越谷市、八尾市、山形市、松本市が属すチーム

た 道路啓開

緊急車両等の通行のため、1車線でもとにかく通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを確保すること

は プッシュ型支援

被災地からの具体的な要請を待たずに行う支援方法

プル型支援

被災地からの要請に応じて必要な支援を供給する支援方法

ら リエゾン

大規模災害の発生時に、災害情報等の情報収集、連絡調整を行うため、各機関から被災自治体へ派遣される連絡員

罹災証明書

地震や風水害等の災害により被災した住家等の被害の程度を市町村が証明したもの

D DCAT（ディーキャット）

災害派遣福祉チーム。社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパーなどの福祉専門職、社会福祉施設等の介護従事者等で一定の研修を受けた者をチーム員として登録し、災害救助法が適用となる大規模災害発生時に、4～6名程度でチームを編成し、避難所等で支援活動を行う専門的なチーム

DHEAT（ディーヒート）

災害時健康危機管理支援チーム。健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整などの専門的研修・訓練を受けた都道府県及び指定都市の職員によって組織され、被災都道府県等の本庁及び保健所に設置される健康危機管理組

織の長による指揮調整機能等を補佐する専門的なチーム

DMAT（ディーマット）

災害派遣医療チーム。医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム

DPAT（ディーパット）

災害派遣精神医療チーム。自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行う専門的なチーム

I ISUT（アイサット）

災害時情報集約支援チーム。災害が発生した都道府県の現地災害対策本部等で、各省庁・地方公共団体・指定公共機関等の災害対応機関から、気象等の状況やインフラ・ライフラインの被災状況、避難所の開設状況等の災害情報を収集し、ニーズに応じて必要な情報を重ね合わせた地図を作成し災害対応機関に提供するチーム

J JMAT（ジェイマット）

日本医師会災害医療チーム。避難所や救護所における医療、被災地の病院や診療所における日常診療への支援や避難所の状況把握と改善、在宅患者の医療、健康管理、地元医師会を中心とした連絡会の立ち上げなども行い、被災地の医療体制が整備されるまでの間の医療体制を整えるために大きな役割を果たす専門的なチーム

用語説明

R RPA（アールピーエー）

ロボティック・プロセス・オートメーションの略。人工知能等を活用した効率化、自動化の概念

T TEC-FORCE（テックフォース）

緊急災害対策派遣隊。平成 20 年 4 月に創設された国土交通省の部隊。被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施する隊

様式集

年 月 日

様式 1 応援職員のニーズ

把握日時

あり / なし (/)

(豊橋市)

様式2 豊橋市の応援職員需要兼要請書兼回答書

【豊橋市における二一ズ調査票】

記入・提出日 年 月 日

支援団体

団体名	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-MAIL	

【支援団体による対応可否】

被災市名
豊橋市

把握日時	
------	--

(1) 応援職員の派遣の必要性 ⇒ あり なし

(2) 要請人数(見込み) ※上記(1)で「あり」の場合

No.	業務名	期 間	受援対象業 務シート 番号	求める応援職員の要件				人数	主な 活動場所	特記事項
				必要な 資格名	被災自治体 での経験	防災部署 経験	災害対応 経験のある 管理職			
		～								
		～								
		～								
		～								
		～								
※期間は見込みで記入					合 計				※様式 1 をコピーして作成する	

(3) その他の情報 (持参要請物品)

次ページ

あり / なし (/)

連絡欄

--

様式3 応援職員等名簿

記入・提出日： 年 月 日

(1) 課名・業務名

課名		受援担当者名	
業務名			

(2) 応援職員等

団体名・所属	
団体名・所属連絡先	
活動場所	
滞在場所	

No,	応援者情報			活動期間	
	氏名	電話（個人）	電話（緊急時）	始期	終期
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

※1：本名簿は、各受援担当者が応援者の所属先別に作成・更新・保管してください。

（応援団体で作成した名簿の添付でも良い）

※2：作成・更新の都度、受援調整班に提出してください。

様式 4 受援の実施及び完了報告書

記入・提出日： 年 月 日

(1) 課名・業務名

課名		受援担当者名	
業務名			

※ 可能な限り、受援業務ごとに作成してください。

(2) 応援職員等

受援内容		
団体名 及び人数	①	人
	②	人
	③	人
	④	人
	⑤	人
	⑥	人
	⑦	人
	⑧	人
	⑨	人
	⑩	人
期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 () 終了見込	
活動場所		

(3) 終了報告

終了日	年 月 日 ()
-----	-----------

様式5 事務引継書

記入・提出日： 年 月 日

(1) 作成者（前任の応援職員）

団体名	
氏名	

(2) 確認者（後任の応援職員）

団体名	
氏名	

(3) 引継ぎ内容

業務名	
業務内容	
現場状況 及び 進捗状況	
今後の予定	
留意・配慮 する事項	

(4) 各課受援担当 確認欄

課名		受援担当者名	
確認日時	年 月 日 ()	時 分	
期間			

※ 1：本引継書は、応援職員の交代がある場合などに使用してください。

※ 2：業務ごとに前任者が作成し、後任者および受援担当者が確認のうえ、各受援担当にて保存してください。

豊橋市受援計画

平成 31 年 3 月 策定

(令和 7 年 3 月 改訂)

発行・編集 豊橋市防災危機管理課

〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地

TEL 0532-51-3116

FAX 0532-56-2122

監修 名古屋大学減災連携研究センター